

平成 1 7 年第 4 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 1 7 年 6 月 9 日（木曜日）午前 1 0 時開会

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（４４名）

１番	福 田 守 君	２番	煙 山 多三郎 君
３番	佐々木 順 吉 君	５番	村 田 薫 君
６番	小 西 文 男 君	７番	谷 屋 誠 市 君
８番	田 口 繁 男 君	９番	中 村 利 昭 君
１０番	吉 野 久 君	１１番	小田長 輝 一 君
１２番	泉 繁 夫 君	１４番	武 藤 威 君
１５番	高 橋 猛 君	１６番	戸 澤 勉 君
１７番	久 米 章 弘 君	１８番	高 橋 隆 治 君
１９番	泉 谷 理 毅 男 君	２０番	伊 藤 福 章 君
２１番	熊 谷 良 夫 君	２２番	齊 藤 新一郎 君
２３番	森 元 利 漠 君	２４番	泉 美和子 君
２５番	高 橋 正 治 君	２６番	山 田 鐵之助 君
２７番	高 橋 福 松 君	２８番	藤 田 亥左夫 君
２９番	若 畑 文 英 君	３０番	高 橋 久 男 君
３１番	森 元 淑 雄 君	３２番	武 藤 健 君
３３番	永 井 久 雄 君	３４番	熊 谷 隆 一 君
３５番	佐々木 正 君	３６番	佐 藤 倉 一 君
３７番	中 村 美智男 君	３８番	戸 沢 藤 一 君
４０番	斉 藤 正 衛 君	４１番	深 沢 義 一 君
４２番	澁 谷 俊 二 君	４３番	飛 澤 龍右エ門 君
４４番	杉 澤 隆 一 君	４６番	竹 村 由 広 君
４７番	伊 藤 光 明 君	４８番	後 松 一 成 君

欠席議員（４名）

４番	鈴 木 一 君	１３番	大久保 伸 一 君
３９番	佐 藤 時 夫 君	４５番	半 田 秀 雄 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂 本 昇 一 君	町長公室長	二 藤 誠 祥 君

総務課長	森川福蔵君	企画課長	小原正彦君
税務課長	深澤章一君	住民生活課長	鈴木四郎君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	飛澤明則君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野弘君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	樋場雄一君	福祉保健課長	辻一志君
農政課長	深澤廣君	商工観光課長	小林宏和君
建設課長	照井一夫君	国体準備室長	渋谷喜一君
出納室長	大澤薫君	農業委員会 会長	星山正美君
農業委員会 事務局長	山内英世君	教育委員長	清水猛君
教育長	高橋福雄君	学務課長	高橋薫君
社会教育課長	小松清君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参事	渋谷新一
局長補佐	田中まき子	局長補佐	久米良子
上席主任	大澤修		

◎開議の宣告

○議長（後松一成君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎一般質問

○議長（後松一成君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は例によって通告の順に許可いたします。

◇ 村 田 薫 君

○議長（後松一成君） 5 番の村田 薫君の一般質問を許可いたします。5 番、村田 薫君。

（5 番 村田 薫君 登壇）

○5 番（村田 薫君） おはようございます。一般質問をいたします。

質問事項は、下水処理の疑問点について 3 点伺います。

1 点目は、負担金料金の面からです。現在、当町の下水道処理は公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の三つの方法で行われております。受益者負担や使用料金に差異が生じております。まず、公共下水道の受益者負担は平均 11 万円、使用料は年間で 6 万円となっており、補助金はありません。次に、農業集落排水は 6 区域で実施されておりますが、受益者負担に相当する加入金が、仙南区域 21 万 4,000 円、千畑区域ではありません。使用料は年間平均 4 万円となっており、補助金はなしとなっております。次に、合併浄化槽につきましては、補助金が槽の大きさにより 47 万 5,000 円から 100 万円、104 万 4,000 円までありまして、さらに法定検査料は 10 年間、費用相当額が補助されております。使用料は年間平均約 1 万 8,000 円でした。同じ町内に居住し納税しているにもかかわらず、受益者負担料と使用料の差異に町民が疑問を感じております。負担の均等化について手法の研究、検討を期待するところです。当局の明快な考えをお伺いいたします。

2点目は、環境面からです。合併浄化槽の消毒薬品が混合した終末排出先、それが野菜畑や稲作田に流入しても農作物に影響はないものか。また、六郷の七滝地区におきましては排水路に流せないため用水路に流しているケースがありました。上流で用水路に排出されたこの水を下流で家庭に引き込みまして飲料などの生活用水に利用している家もあり、設置許可などについて厳格な基準が必要と思われます。なお、この地域の上水道の完成予定は平成24年、下水道につきましては未定であり、早期完成を望む声が多く、見直しを含め町側の考えを伺います。

3点目は、遵守の面からです。浄化槽の既設区域に公共下水道が設置された場合、3年以内とか速やかに接続するなどの誓約書を書いておりますが、ほとんどの家庭では接続されておられません。この際、接続への助成など、また接続しないためのペナルティー的な指導はないものかについてお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 5番の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

下水処理の疑問点についてですが、ご指摘のとおり、町内は3方法で下水処理されておりますが、公共下水道は主に都市地域の健全発展と公衆衛生推進の目的で整備し、県南部流域下水道事務所が終末処理場を設置、運営しております。また、農業集落排水については、農村部における都市化の進展に伴う農業用排水の水質汚濁防止等の目的で整備し、おおむね1,000人以下の処理人口単位で市町村等が処理場を設置、運営しております。このほかの地域については各世帯が合併浄化槽を設置し、処理されております。ちなみに公共下水道は旧六郷町のおおむね6,000人を対象に計画を推進中です。農業集落排水は旧千畑町、旧仙南村にそれぞれ3施設ずつあり、約5,000人を対象に整備されております。合併浄化槽は町内に1,273基が設置されている状況です。

さて、ご指摘のとおり、公共下水道と農業集落排水施設については負担金及び使用料に違いがあるわけですが、終末処理形態及び処理施設の維持管理運営に大きな違いがあることから、同一視することは不合理との判断で公共下水道の負担金及び使用料は現行のとおりとする旨、合併協議で決定されているところです。また、農業集落排水施設の旧千畑町分と旧仙南村分の差異については、既加入者と今後加入者との公平性担保などの観点から、当分の間、現行のとおりとし、段階的に調整を図ることが合併協議で決定されております。

また、それら施設と合併浄化槽とでは整備に際しての公費負担額、それから維持管理運営への公費支出などの観点で大きな格差がありますので、そもそも同一視点で論じることとはできないものと認識しております。そうしたことから、住民負担の均等化については違う処理方法間での均

等化はできませんが、農業集落排水間の均等化については合併協議の方針を踏まえ、今後、調整してまいりたいと存じます。

次に、六郷地区の簡易水道の早期完成についてですが、まず合併処理浄化槽の処理能力は生物化学的酸素要求量、通称BODと言いますが、その除去率が90%以上で1リットル当たりの基準が20ミリグラム以下ということで下水道の終末処理場と同等の能力があります。その処理過程において最終段階で大腸菌を滅菌するために塩素消毒を行っておりますが、その濃度といたしましては水道水と同等の基準、塩素濃度が1リットルに対して0.1ミリグラムですが、その消毒を行っております。そして、それが用排水に合流しますとさらに希釈されるため、それら排水が農作物に影響を与えることはないと理解しております。したがって、適切に使用している合併処理浄化槽の排水についてはご安心いただきたいと思います。さらにこうした能力を維持していくために清掃業者と維持管理契約を結ぶとともに、年1回の浄化槽の水質に関する検査が義務づけられており、これを怠ると罰せられるというふうになっておりますのであわせてご理解いただきたいと思います。

ご質問の七滝地区に関しては一部の飲料水等に関してお困りの世帯があるようですが、どのような対策があるのか調査検討してまいりたいと存じます。

なお、水道整備については多大な経費がかかりますので国等と予算面での調整を図るとともに、地元説明会を開催し、年次計画で事業展開しております。そのため、計画変更には事業予算の確保と地元理解が必要となりますので、そうしたことを踏まえて早期完成に十分に検討してまいりたいと存じます。また、早期完成には受益世帯の早期加入も前提となりますので、早期加入あるいは加入率向上に向けて議員からお力添えをいただき、事業を円滑に推進してまいりたいと存じます。

最後に、公共下水道への加入の件ですが、下水道認可区域で浄化槽を設置している世帯からはご指摘のとおり、下水道に加入する旨の約束をいただいております。また、下水道法第11条の3第1項には、供用開始を公示した日から3年以内に水洗便所への改造と污水管の下水道への接続をしなければならないことが明記されているとともに、同項3号には下水道管理者は第1項の規定に違反している者に対し相当の期間を定めて水洗便所に改造するべきことを命じることができる。ただし、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合など相当の理由があると認められる場合はこの限りではないとの記述があります。そのため、法に基づき早期に下水道に接続していただくよう町では水洗便所改造資金融資あっせん要項を定め、資金調達に便宜を図りながらその促進に努めているところであります。

また、ご指摘のペナルティーについては、同法第48条に第11条の3第3項の規定による命令に違反した者には30万円以下の罰金に処するとの記述があります。現在のところ、こうした条文適用の事例はありませんが、今後、こうした条文の存在を認識しながら浄化槽から下水道に切りかえるよう指導に努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 5番の再質問を許可いたします。村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 再質問を2点いたします。専門的な問題でございまして担当課長にお伺いいたします。

1点目、合併浄化槽の月々の管理を町で実施すれば、家庭、または町からの補助金としての持ち出しがかなり軽減されるのではないかと思います。

2点目、浄化槽の終末流出先の水路に水が通常流れていないとか、水路の勾配が少なく排水が常に停滞しておうなどの苦情が聞かれます。解決対策についてお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 5番、質問の1の問題は補助金を出すか出さないかという問題でございすから、建設課長ではちょっと答弁は無理じゃないですか。町長でもいいですか。（「結構です、お願いします」の声あり）

答弁を求めます。1番の問題について、松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問に対してお答えいたします。

今現在、合併処理浄化槽については、各家庭が責任を持って管理をし、各家庭が導入しております。町で実施しますと、これまでの導入した1,200を超える合併処理浄化槽との取り扱いが大きく異なることとなり、合併処理浄化槽の今後の整備方針、あるいは下水処理に対する町の方向性が大きく転換することによって住民に要らぬ不安を与えるものと存じますので、そうした方針の転換はしないものでありますので、したがって、そういった補助についてもそういうふうな考え方で臨みたいというふうに思います。

2点目の問題も私の方で答弁させていただきます。浄化槽の終末処理先の水路に水が流れていないということについては、先ほど答弁で申しましたが、浄化槽から排出される水がきちんと処理された水であるということから、基本的には水質は浄化されている水であります。したがって、水が流れていないとそこにさまざまな悪臭等が漂うということはないだろうというふうに認識しております。また、仮に悪臭があるとすれば、浄化槽の水ではなくて浄化されていない水がその水路に流れることによって生じるものではないかと推察いたしますので、現況を見まして極力浄化槽あるいは下水道に接続していただくよう町の方として指導に努めたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） 5 番。

○5 番（村田 薫君） 以上を持ちまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後松一成君） 5 番の村田 薫君の一般質問を終了いたします。

◇ 戸 沢 藤 一 君

○議長（後松一成君） 次に、38番、戸沢藤一君の一般質問を許可いたします。38番、戸沢藤一君。

（38番 戸沢藤一君 登壇）

○38番（戸沢藤一君） おはようございます。通告に従いましてただいまから一般質問を行います。

最初の質問は、行政区と協力員の今後についてでございます。広報「美郷」の5月号の記載にもあるように、合併前の 143行政区、役割についても違いはあるがこれまでどおりとし、名称のみ統一にして年度内に検討、統一するとあります。また、美郷町行政協力員設置規則の条例4条、6条、8条などの内容から見ましても見直しすることがうかがえるわけでして一般質問するべきか悩みましたが、あえて質問いたします。

町の円滑なる行政運営を図る上で行政協力員とその職務は重要と思います。市町村によって違いはあるものの、一般的に行政協力員の職務は町内文書の配布、住民の調整に関する要望の取り次ぎ、住民からの各機関あての申請及び報告等の取りまとめ、交通安全運動の協力や河川防犯運動への協力、町の行事への参加と協力、道路愛護、河川愛護会に関すること、清掃美化に関することなど多々ありますが、行政協力員は地域のさまざまなことに精通している方が行政区の推薦により町長が委嘱して美郷町行政協力員設置規則の2条の達成に協力していただくことでしょうか、今後は行政協力員を町と住民のパイプ役として位置づけ、会議の数なんかも年に三、四回とふやして地域住民の声を吸い上げることも必要かと思います。

また、一つの事例でございますが、昨年7月20日に千畑地区だけかどうか分かりませんが集中豪雨がありました。その際、山間部を中心にして結構被害が発生しました。このときに小さな川ですけれども行政区に2本流れているところがございます、そのとき、行政嘱託員、当時は行政嘱託員でした。その方が田畑の冠水を防ぐ、一方では宅地への浸水を防ぐということから町の方からは土のう、砂などを運んでもらい全戸に連絡をして土のう積みの作業をしており

ました。女性の方も出ておりました。その結果、被害は最小限にとどまったようでした。地域で発生し、地域でできることは地域で対応するという観点から行ったことと思いますが、もしあのとき、2次災害でも発生したら責任問題というのはどうなるんだろうかと今でも疑問に感じています。行政区には自然災害に弱い地区もあるということを考慮し、災害が発生するおそれがある場合と起きた際の行政協力員の対応も考えるべきだと思います。いずれ町では設置規則も含めて年内に見直しをするようですが、行財政改革の観点からも一番の課題は行政区の再編ではないかと思っています。町長は現在、どのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、町の基幹産業と位置づけております農業に関する質問でございます。質問の要旨には昭和30年代、40年代と書きましたけれども、「昭和40年代、50年代」と訂正させていただきたいと思います。

さて、2010年を目標年度とする米政策大綱では従来の転作奨励金を廃止するかわりに産地づくり推進交付金などを支給、また稲作に頼らない新しい水田農業を推進するとしております。農業法人や4町歩以上の認定農家助成と政策が集中し、米価においては市場重視、また消費者が求める安全で安心な米の供給体制を構築する政策転換と理解しております。このことから、地域農業の生き残りをかけて昨年から全国的に地域に合ったビジョンづくりが進んだようです。我が美郷町においても担い手育成基盤整備事業を行った地区と現在実施している地区では事業の実施に当たってハード、ソフト面の条件を満たさなければ補助金の返還もあるということから、農業法人や5年後の法人化を前提とした特定農業団体、また作業受託、農機具機械の共同利用を主とした組織づくりが進んでいるようです。しかしながら、先ほど申しました昭和40年から50年代に県営圃場整備を実施した地域では当時は認定農家や農地の集積などという言葉すらなかったわけでございまして、換地に際しても従来は4カ所、5カ所とあったものをせいぜい1カ所あるいは2カ所に集めただけで現在、転作の団地化も難しく、さらに就業者の高齢化によって耕作を委託したいが地区内に受け手もないと、そういうのが現状です。しかしながら、最近では地域の農業は地域で守ろうという動きも出てまいりまして先進地研修や県で主催する農業者フォーラム、法人化推進検討会などへ積極的に参加している地域もあるようです。美郷町でも農業法人設立支援事業として予算もっております。最近ではJAの方でも積極的に支援する方向のようです。このことから、将来とも美郷町の農業、農地、これを地域に合った経営体にして守っていく観点から、今まではどちらかといいますと県の指導に頼ることが多かったわけですが、今後は町が指導、助言をしていただき、そのために組織の立ち上げから経営全般にわたって指導できる専門的な職員を農政課の農政班に置く考えはないか。また、現在、美郷町には法人とその集落営農の数

というのはどのくらいあるのかお尋ねいたします。

最後の質問は、昨年の3月ごろと9月から合併にかけまして町内めぐりをする機会がありました。その際感じたことは、随分と各地区に空き家のあることが目につきました。景観上からも解体すればいいものから外観から見てすぐに住めそうなものまでさまざまですが、美郷町には現在、空き家の数、**192戸**くらいあるそうです。また、町内で現在、ひとり暮らしをされている方が**425世帯**、そのうち**65歳以上**の方は何と**380戸**もあると。このことから、空き家というのは今後も発生するのではないかと思います。このことから、この空き家の活用について質問と提言をするわけですが、5月27日と6月3日発行の全国農業新聞に私が思っている以上に詳しく載っておりましたのでこの記事引用しながら述べてみたいと思います。

まず、5月27日には、「空き家と遊休地に新たな息吹を」ということで中山間地で空き家の発生や遊休農地の増加に悩む一方、定年後は農村で暮らしたい、農業をやりたいと新しいライフスタイルを求める人が増加しているようです。この両者をつなぐ遊休農地、空き家バンクシステムを全国新規就農相談センターでは準備をして全国から情報を収集管理し、移住や農業を考えている人に提供するため、都道府県、市町村など会員とするネットワークを6月3日に立ち上げるとあり、石川県の羽咋市では空き家と遊休地の提供者と移住して農業をやりたい人を登録し、両者の出会いを市が支援しているそうです。

また、6月3日の記事には2年後の**2007年**から**2009年**にかけて、いわゆる団塊の世代と言われる約**700万人**が大量に定年退職を迎え、そのうち4割を超える方々がふるさと暮らしを希望していることが明らかになったとあります。美郷町出身者も多いことと思います。このことから、町でも地域のさまざまなことに精通している農業委員や民生委員の協力を得ながら空き家と遊休地の調査をして貸してもいいという方がいたら美郷町の自然や環境のよさをアピールし、ふるさとへ定住、または1年のうち農業体験のできる季節限定などで住んでみたいというような人を受け入れるふるさと回帰支援事業などというようなことを行う考えはないかお尋ねをし、私の質問を終わります。

○議長（後松一成君） **38番**、戸沢藤一君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、戸沢議員に対するお答えをさせていただきます。

まず、行政区と行政協力員の今後についてですが、現在の行政区は千畑地区**29** 六郷地区**42** 仙南地区**72**の計**143**の行政区があります。旧3町村により規模や組織、体系が異なっており、行政区の地域活動にも相違がある状況は議員ご指摘のとおりです。ちなみに旧六郷町と旧仙南村は

町内会あるいは集落が行政区となっており、旧千畑町は財産区との関連もあって複数の集落で行政区を形成している状況です。こうした違いはそれぞれ旧町村において時間をかけて築いてきたものでそこに背景と経緯があるものと存じますので、まずはそうした事情や現状、課題等を正確に把握してまいります。その上で地域コミュニティとしての行政区の位置づけ、あるいは議員がご指摘の防災上の行政区のありよう、そういったものを検討し、17年度内に行政区のあり方を明確にしていりたいと考えております。もちろん、行政区は最も身近な町民の活動単位でありますので町民の皆さんのご意見、ご意向も大切に検討してまいりたいと存じます。

また、行政協力員の役割につきましては、町民への行政連絡に関する事項以外は先ほど申しましたとおり旧町村で違いがあります。前段で申し上げた行政区の位置づけや役割の明確化ができれば、それに沿った形で行政協力員の役割の統一もできるものと考えておりますので、あわせて検討してまいりたいと存じます。

次に、農業問題についてですが、ご指摘のとおり、近年、担い手農業者の育成とあわせて担い手組織育成として農業法人や集落営農組織の育成の必要性が言われております。その背景には労働力調整のしやすさや利用集積のしやすさなど個人経営とは別の営農組織、営農経営が組織経営が持つ特有のメリットがあるものと存じます。また、地域農業を維持していくためにそうしたメリット、あるいは基盤整備事業の実施に伴う必要性からその組織育成が求められている現状ではないかなと認識しております。地域農業、ひいては地域を今後とも維持発展させていくために地域農業の担い手となる組織を育成強化していくことが必要なものと理解しております。そのため、町としましても議員がご指摘のとおり、組織育成に関して各般の施策を講じているところですが、今後、そうした支援策のみならず実際の組織づくりに町職員もかかわっていくことも必要と認識しております。しかし、組織育成には農地の利用集積にかかわる知識から栽培技術に関する知識、組織経営上の経営知識など幅広く専門知識が必要で、そうした知識を特定のものが具備するには一定の年数が必要と存じます。そのため、直ちに組織づくりに精通した職員を配置することは難しいと考えております。これまでもそうでしたが、まずは県の担当部署や農政課、農業委員会、農協等でチームをつくり具体の組織づくりに支援を重ねてまいりたいと思います。このような形で経験を積み重ねることによって行く行くは町職員も経験並びに知識を深め組織づくりに精通した職員に育っていくものと思います。そのため、町内の既存法人等にできる限り足を運ばせ勉強を重ねさせたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

なお、今現在、美郷町内において農業法人は4組織です。また営農組織と言われるものについては転作等の絡みもあり承知しているのは60組織です。その60組織の中で法人化に向けた計画を

有しているのが7組織となっておりますので、ご報告させていただきます。

次に、空き家の活用についてですが、美郷町内における空き家は現在、確認しているところでは 192件あります。内訳は、千畑地区 63軒、六郷地区 67軒、仙南地区 62軒となっております。それらはひとり暮らし老人の施設への入居や生活拠点の他地域への移転、後継者不在などその状況や原因はさまざまあると思いますが、その原因等の精査については個々人のプライバシーの問題もあって実際にはかなり把握が難しいものと存じます。都市から田舎への移住については県外からの移住者に対してほっと安心秋田住宅資金という住宅資金の低利貸付制度がありまして、その実績は平成16年度においてIターン、Uターン、Jターン、いわゆるAターンの実績はないということを知っております。さらに国が実施しております住宅政策にホープ計画というものがありますが、その中で移住事業を進めているケースがありまして北海道の美深町ほかで実施している「きたいっしょ」という移住支援が有名ですが、空き家への移住実績は過去6年間で5軒という少ない状況のようです。

以上のようなことから、供給はあるものの、実際の需要がないという状況ではないかなと把握しております。いずれ定住促進策の一つとしてふるさと会や太田区等との交流を通じて今後、営農意欲も含めて需要等を把握してまいりたいというふうに考えております。また、県農業会議において議員がおっしゃいました新規就農支援センターというものの情報を収集しておりますので、県農業会議とも連絡をとりながらこういった活動をしているのか、そういった状況把握をしてまいりたいと思います。したがって、具体の実施についてはその後の検討になるということでご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問ありますか。

○38番（戸沢藤一君） ありません。これで終わります。

○議長（後松一成君） 以上で38番、戸沢藤一君の一般質問を終結いたします。

◇ 吉 野 久 君

○議長（後松一成君） 続いて、10番の吉野 久君の一般質問を許可いたします。10番、吉野 久君。

（10番 吉野 久君 登壇）

○10番（吉野 久君） 一般質問いたします。

平成15年9月2日、地方自治法第244条、公の施設の設置管理及び廃止についての法律が改正の上、施行されました。これまで公の施設管理は公共団体や町が2分の1以上出資する法人に限定されておりましたが、この法律改正により議会の議決を経て民間会社を含む指定管理者から選定することになりました。

これに伴い、現在、社会福祉協議会や事業団、町が2分の1以上出資している第三セクターなどに管理を委託している事業は、平成18年9月2日——来年の9月2日までに指定管理者制度に移行するか、直営に戻すかが迫られております。しかし、実際には18年度予算編成の対応があるために今年度中に管理者を公募の上、選定し、議会で議決して条例を制定し、協定の締結まで至らなければなりません。

現在、美郷町でその対象となる施設は、清水苑やいきいき館、またサンワークの福祉施設、トレセンや自転車競技場の体育施設、サンアールやあったか山の温泉施設、ニテコ名水庵や湧子ちゃん、雁の里せんなんの観光施設、そのほか千畑地区のふるさと産物館やアクティセンター、仙南地区の種苗センターなど住民にとって非常に身近な施設が想定されます。私は、この指定管理者制度への移行はこれからのまちづくりに大きくかわかり、直接住民生活に影響する問題と認識しております。その観点から次の3点を質問し、町長の見解をお伺いいたします。

まず、第1点として、この指定管理者制度は小泉構造改革の流れの中で自治体のあり方を変える制度とし、官から民への一環として位置づけられています。また、総務省はこれまで直営の施設でも管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用するよう指示しています。町長はこの指定管理者制度をどう認識し、まちづくりにどう活用していくお考えでしょうか。また、現在、対象となる委託施設で直営に戻すべきものや、現在、直営の施設で将来的に管理委託すべき施設を想定しているのでしょうか。町長の政策をお伺いいたします。

次に、第2点として、政府はこれまで住民福祉の増進と均等なサービス提供のため公の施設の委託について厳しい制限をしてきました。しかし、この法律改正により公の施設管理を収益性を追求する民間会社が受託した場合、公平、平等なサービスの提供やその質、水準の低下と対価の問題、雇用者の身分や労働条件の問題などが指摘されています。また、住民の監査請求は法的に保障されておらず、議会に対して事業報告の義務はありません。そして、個人情報保護の問題も心配されています。町長はこの問題点をどう認識し、どのような対応を考えているのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

最後に、第3点として、現在、美郷町でこの制度の対象となる施設は福祉施設、体育施設、観

光施設などそれぞれに性格や目的が違います。当然に議決事項の指定期間や委託費の協定内容も違わなければならないと考えます。また、管理者の選定基準もその施設の性格や目的に応じて変えなければいけないと考えます。町長は実際にこの制度を運用する際に指定期間や協定内容、そして指定管理者の選定基準をどう考えているのでしょうか。町長の方針をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 10番、吉野 久君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度についてですが、議員ご指摘のとおり、指定管理者制度は平成15年9月の改正地方自治法施行により規定された制度で、平成18年9月までに公の施設の該当施設については適用させなければならないことになっております。ご存じのとおり、この制度の趣旨は多様化する住民ニーズに対してより効果的に、より効率的に対応するため民間の能力を利用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減等を図ることを目的としておりますので、私といたしましてもそうした制度認識でいるところであります。また、住民ニーズに効果的、効率的に対応することは結果的に住民の安心感や満足感にもつながっていくことと思いますので、こうしたことがひいては住民のまちづくりへの参加意欲等につながっていくものと期待しているところであります。

さらに、ご質問の具体施設については現在、各課所管の施設について施設の機能、利用状況、現在の課題、維持管理経費等を精査し、指定管理者制度にのせるかどうか検討するところでありますので、具体のことは現段階では申し上げられないことにご理解いただきたいと存じます。

次に、各種問題点についての認識ですが、一般論として新たな取り組みには現状と比較した場合、必ず相違点が生じてまいります。その相違点を問題点と見るか、改善点と見るかはそれぞれの案件で抱えている事情や背景等によって違ってくるものと思います。指定管理者制度についても新たな取り組みでありますので、現状との相違点は生じてくるものと存じます。その相違点を施設ごとに問題点と見るか、改善点と見るか、違ってきますので制度にのせるべき施設を検討する現段階にあってはそれ以上、踏み込めないことにご理解いただきたいと存じます。

なお、監査請求及び報告につきましては、地方自治法 199条第7項に監査委員みずから、あるいは町長が要求した場合、指定管理者の業務について監査することができると規定されておりますので、こうした制度を活用していくことが肝要と存じます。

また、個人情報の保護については条例で指定管理者に対し秘密保持義務を課しているほか、指定管理者の指定議決をいただいた後、個人情報保護について指定管理者と締結する協定の中で規

定し、万全を期してまいりたいと存じます。指定管理者が条例や協定の規定に反し個人情報を漏洩するような事態が生じたときは、内容精査の上で指定の取り消し処分もあり得ると認識しております。

次に、指定期間や協定内容等に関してですが、指定管理者が公の施設において自主事業を計画し、事前に何らかの投資をする場合、あるいは過去において公の施設を管理した相当の実績がある場合などは指定期間としての複数年以上の指定議決をいただくことが適当ではないかと現時点では考えております。また、協定内容についてですが、指定議決をいただいた後、条例の規定に基づき基本協定を締結することになります。基本協定では管理する施設の概要、事業報告書の作成提出、損害賠償の義務、個人情報保護など主に指定管理者の義務に関する事項を定めるのが適切であろうと現段階で考えております。さらに選定基準についてですが、経営状況や事業実績、公共性についての取り組み実績といった団体としての業務実績、それと施設管理計画や人員配置計画、自主事業計画といった公の施設運営の計画性、この双方を検討し、選定することが必要と考えております。

なお、現在、指定管理者制度を導入する施設を検討中でありますので、具体の施設が決定すれば多少の調整は生じてまいるかもしれない旨もあわせて答弁させていただきます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 10番の再質問を許します。

○10番（吉野 久君） 現段階で具体的政策的なものはなかなか出てこないと思います。ただ、この制度は本当に近々に対応しなければいけないことですので、議員としてこの制度を考えた場合の私の考え方を述べて再質問いたします。

この制度のねらいは行財政での経費削減とスリム化、効率化と考えますが、それだけを重視する現在の風潮に疑問を感じております。まちづくりにおいては他町との差別化を目指した独自の政策もありますし、住民の福利厚生のために置く予算もあります。たとえ他町がむだと考えている切り捨てる予算、政策でも美郷町のまちづくりでは欠かせないものもあると考えております。民主主義の日本で競争原理そのものを否定はいたしません。しかし、思い出してください。市場開放や規制緩和後の日本の農業や零細な商工業はどうなったのでしょうか。今年度中に町はこの制度に対応しなければなりません。後々後悔しないようにするために今、町が考慮すべき大切なことは美郷町の将来あるべき姿を想定することと考えます。そして、行政の役割をいま一度確認することと考えますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） 吉野議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、この問題については喫緊の課題として対応しなければならない、さらに議員がおっしゃいましたとおり、行政のスリム化、行財政の効率化のみの観点ではいけないということは私も同じように認識しております。その上で町が将来、どういうふうな姿を望むか、それについては住民参画のもとでのまちづくりが望ましいし、また住民が参画した形の中で行政運営がなされる、それが私の考える町の将来像でありますので、そういった基本的な方針に沿うような指定管理者制度になるように今後、検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野 久君） 松田町長ならではのまちづくりに期待して、一般質問を終わります。

○議長（後松一成君） 以上で10番、吉野 久君の一般質問を終結いたします。

◇ 斉 藤 正 衛 君

○議長（後松一成君） 次に、40番、斉藤正衛君の一般質問を許可いたします。

（40番 斉藤正衛君 登壇）

○40番（斉藤正衛君） 一般質問をいたします。

初めに、観光と行政のかかわり方について質問いたします。町は新町建設計画の中で観光の振興を主要施策の一つとして挙げております。旧町村でもこれまで経緯に違いはあると思いますが観光への取り組みがなされてまいりました。公園の整備をしたり、拠点施設を設けたり、ハード面の整備は整いつつあると思います。しかし、これまで観光産業とした歴史を持たない商店を初めとした地域の意識を変えるには至っていないと思います。いつのころからか行事や催しを見るために町を訪れる観光客を意識し、積極的に町に呼び込む施策がとられてまいりました。観光客は確かに多くなりました。そして、多くの予算も使われました。そのような中で町民の生活はさらに厳しさを増して町民からはなぜ町が観光事業を行わなければならないのか、それによって町民は何を得るのかという声が聞かれます。観光事業としての採算性や実効性が今、住民の方々に問われていると思います。町長はこの点についてどのように考えておられるのか伺います。

また、新町建設計画の中で町のにぎわいを創出し、産業へと発展するよう推進しますとあります。産業は事業体の集まりであり、個々の事業家が観光に魅力や採算性、将来性を感じ投資するものと思います。県内の観光地がほとんど厳しい状況にある中で町長は観光にどのような将来ビ

ジョンを持ち、また行政としてどのようにかわり産業へと発展させようとしているのか伺いたいと思います。

○議長（後松一成君） 40番、斉藤正衛君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、観光と行政のかかわり方についてですが、ご指摘のとおり、地域活性化の足がかりとして観光推進をこれまで各地域において施設整備やイベント開催、関係団体への支援等を行ってきております。その結果、町の調べによりますと、町内の観光拠点施設等やイベント等でここ5年間で旧千畑町では約3万人、旧六郷町では約22万人、旧仙南村では約7万人の来場者や参加者が増加しておりますので、事業の実効は上がっているものと認識しております。

一方、投入事業費と地域全体での観光と収入の比較で見ると採算性については、残念ながら計数的に把握することが難しく、正確なことは申し上げられません。しかし、採算性が地域にとってすべてではないというふうに私は理解しておりますので、人の交流によって地域のにぎわい、そういった雰囲気、それから地域に対する住民みずからの誇り、こういったものにもつながるものと認識しているところです。いずれにせよ、観光拠点施設等を中心にしてイベント等とも関連を持たせ町内広く観光と収入に結びつけていくように関係団体と協議を重ねてまいりたいという認識でおります。

また、将来ビジョンについてですが、商工関係を例にいたしますと、中心市街地と周辺小売店舗とのネットワーク構築や美郷の魅力掘り起こしなどに対して観光協会、商工会、金融機関、関係団体等と連携をもって取り組んでビジネスチャンスを拡充するとともに、企業活動の活発化等によって若年層の定住化を図り、総合的に町のにぎわいを創出してまいりたいと存じます。なお、町の商工会の方でも美郷町商工業振興ビジョンというものが策定されておるようでありますので、こうした方針とも連携を図りながら一体的に取り組み、ひいては観光が一つの美郷町のスタイルの中に定着することを期して頑張っていきたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○40番（斉藤正衛君） 再質問させていただきます。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 一つ目に対しての再質問です。お願いします。

町長のおっしゃられることは非常によくわかります。観光事業というのは、確かに採算性というのを計数的に図るというのも確かに難しい、これはわかります。けれども、やはり町が行って

いろいろな事業といいますか、いろいろな仕事の中で、やはり町というのは総合的に住民の暮らしそのものをサポートしていくわけですから、こういう中にあって観光というものが果たしてどうしても行政としてやらなければならないものなのか、民間がもっともっと前に出てきてやるべきものなのではないか。そして、もし採算性を考えるときに、やはり民間というものはわからないでは済まない。これは必ず白か黒かというのははっきり出るわけです。そういうふうになると、住民が考える、町がどうしてもやらなければならないのか、それに町がかかわりを持っていく。そうなってくると、やはりこれだけのお金をかけて採算性はどうなんだという声が町民の方々から必ず聞かれてくるわけです。毎年のように、観光という面に結構な多額の予算が使われます。けれども、やはり採算という面が見えてこない。そして、バブル期のような景気のいいときならまだしも皆さん大変な時代です。町長は、やはり採算性が見えてなかなか計数的にとるのが難しいというよりも、やはりこれはとっていかなければならないのではないかなと思うんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） 議員がご指摘のとおり、行政というのは一つの分野に特化していいわけではなくて総合的に住民サービス、それから町の将来ビジョンを持ちながら全体的に進めていくということについては、私も同様の認識を持っております。そのため、さまざまな分野で予算を盛り、そして予算の中で施策の目的を持って事業展開しているところでありますのでその点はぜひともご理解いただきたいと思います。

観光については、先ほど申しましたとおり、投資した事業費とそれが地域にはね返る部分の計数的な部分はどうしても把握が難しい。といいますのも、地域の経済というのは観光のみで成り立っているものではありません。地域の中での日常の経済活動もあってそういった部分が成立しておりますので、観光だけ切り取った部分を計数的に把握するというのは、やっぱりどうしても無理がある。ただ、産業連関表等によってそういった部分の影響がどの程度かという部分の一端は把握することが可能かもしれませんが、いずれ議員が申されているような採算性の全体把握というのは難しいものだと思いますので、その点はぜひご理解いただきたいと思います。

なお、今現在、民間がそうした事業に参入してくれるのであれば、行政がサポートをまさに側面からのサポートという立場で可能なわけですが、現実の問題として民間でそういった体力を持って観光産業に参入できる企業等がない状況でありますので、行政が自分たちの身の丈に合った内容で観光推進していくというのは必要であると認識しております。以上です。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） それともう一つですけれども、ビジョンについて、やはりビジネスチャンスをとにかく広げて、そして若者の定住なりを図っていくと。そして、商工会なりとも連携をしていくと、そういうような話がございました。それで、新町建設計画の中には商工振興というような欄もございます。そして、これもまた重点施策の一つになっているかと思います。私は、これを見てこれだけ観光客が来る、けれども商工振興という欄の中にはそれをとらえて商業なりを拡大成功と、そういうような関連性といえますか、観光へのアプローチといえますか、そういうものが全く書かれていなかったものですから、ですから新たに観光を産業として興していきたいと思いますというのには、もしかするとまた新たな投資なりなんなりを別の角度からするのかと、そういうような思いを持ったものですから、その点、現在ある商業振興と今の観光振興と、この点について建設計画の中では読み取ることができなかったものですからどのように考えているのか伺います。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 再々質問にお答えいたします。

商業と観光は表裏一体のものであるという認識を持っております。したがって、美郷町の組織機構に商工観光課というものがあわせて一体的に取り組んでいる次第です。

なお、建設計画はあくまでも骨格となる部分でありますので、美郷町としての今後10年間を見据えた総合政策については、今現在策定中の美郷町総合計画の中で明らかにしてまいりたいと。そして、その中でも今、議員がご指摘の観光と商業の関連性についても一つの方針を持って明らかにしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○40番（斉藤正衛君） 次の質問に移ります。

次に、小規模農地整備の助成について伺います。六郷地区は仙南、千畑地区に比べ農地の基盤整備が大きくおこなわれております。今年度、西部において50ヘクタール規模の整備が行われるものの、ほかに計画の振興は見られません。そのような中で農家の高齢化は進んでおり農地の委託等を考える方々もふえております。作業受託や請負耕作をしている農業後継者からはこのままでは個人、法人を問わず機械等を大型化しても効率が悪く、これ以上未整理の田んぼを請け負うことには限界を感じているとの声が聞かれ基盤整備の必要性を訴えております。

一方、作業を委託している側でも管理のしやすさと面的条件を整えて委託することで不耕作地とならないため個々に田面を広くしたりする人がふえております。業者に伺ったところ、毎年、そうした需要はあり、潜在的にはかなりあると思うが、農家経済が厳しい中で資金的に難しいのだろうということでした。また、土地改良区では西部の基盤整備事業が拡大してくることを望ん

でいるが、これまでの経緯を踏まえ考えると、要件等も厳しくなっている中でかなり難しいのではないかとのことでした。六郷地区においても農業後継者の育つ環境整備が必要と考え、将来の見通しを踏まえた上で小規模農地整備への助成について検討されるよう求めるものですが、町長のお考えを伺います。

○議長（後松一成君）　ここで町長の答弁を求めますが、若干休憩をしたいと思います。

11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

○議長（後松一成君）　休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（後松一成君）　答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君）　先ほどの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

現在、農業後継者不足や農業従事者の高齢化等によって担い手等への委託の意向は年々強まってきているものと認識しております。一方、受け手となる担い手にとりましては議員が先ほどご指摘のとおり、分散作圃の圃場や小区画圃場では作業効率が悪く受託することに躊躇を覚えるものと思います。そのため、みずからの農作業効率化のためのみならず、受委託等も視野に入れて最近、国庫補助事業を活用した圃場整備が積極的に展開されているものと理解しております。町としましてもそうした観点で支援策を講じてまいりましたが、今後とも国、県の方針を踏まえ支援策を継続してまいりたいと存じます。

圃場整備は面として一定規模の区画、用排水、農道等が整備されるとともに、換地等で分散作圃が解消され、もって農作業の効率化や圃場の汎用化が図られることが大きな目的と認識しておりますので、したがって、そういった課題が解決されないごく小さな単位での農地整備には町単独で支援することは難しいものと考えております。

なお、国及び県事業に小規模土地改良事業に対する補助制度がありまして最低1ヘクタール以上の受益地があれば採択可能と伺っておりますので、そうした希望がある場合、関係土地改良区

等と相談の上、補助制度をご利用いただきたいと存じますし、またこの場合、これまでの例を踏まえ町としてもかさ上げ助成は検討してまいりたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 齊藤正衛君。

○40番（齊藤正衛君） 質問の中でも申し上げましたけれども、六郷地区においても今まで何度か現在行っている西部も含めて3反歩なり1町歩にしていこうやということでそういう話が出たことがあります。けれども、やはり複雑に地権者が絡んでいるとか、そういう方々からなかなか理解が得られない。そういうわけでそういうアンケートがとられるたびにそれが現実として実らない。そして現在に至っているわけなんですけれども、そういう中でまだ六郷土地改良区が管轄するといいますか、そういう200ヘクタール以上の部分というのはまだ平らな部分でやろうと思えば大きく圃場整備することも可能かと思います。けれども、東根の方、東部の方、そちらの方に行きますと、なかなかこれが難しい。そして、自分たちで畔を払って1反歩田を2反歩田にする。そして、用水にU字溝を入れる。こういうことが年々やられてきております。そして、それをしてしなければ請け負ってもらえないとか、不耕作地になってしまう、そういうような危機が非常に迫っていると、私はそのように感じるわけです。ここ10年、15年、今、後継者と呼ばれている方々の後継者の方々、この方々が進路を決めるときに今のような未整理の状態がもしそのまま続いているようであれば、やはりこれは今の農家の方々が息子には百姓をやらせないと言ってきた今の現状と同じようなことが今度は農業後継者の方々の中で起こってしまうおそれがある。私は、それがあると六郷の農地というのは仙南から、また千畑から来て大型機械を持ってきて耕す、果たしそういうふうにしてやってくれるのかなと非常に心配する方々がおります。町長はこの点、やはり制度は制度としてなかなか町単でやるのは難しい。そして、県単なりなんなり1ヘクタール以上そろえばこういうふうには制度もある、そういうことはわかります。わかりますけれども、時間の勝負と言えるようなところがあるのではないかと私はこのように見ております。町長は六郷の未整理地区、これについて10年、15年というスパンを考えたときにどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 再質問にお答えいたします。

ただいまの議員がおっしゃったことは、圃場整備についての補助事業上の問題ではなくて農家の方々の意欲の問題、あるいは何とかしてそこを解決しなければならないという、そういった部分の問題であろうと思います。その部分については現状と課題、そして望む将来の姿を農業者

自身がしっかりと見据え、農業者がみずからその課題を解決し、先に進んでいくという、その部分がなければ幾ら補助事業にあってもその活用には至らないわけでありますので、何とぞ希望している方々の地域全体がそういった合意に向かうような活動をぜひとも議員各位からのご協力のもとで進めていくようお願い申し上げたいと思います。

なお、町としてもその部分については、これまでもそうでしたが、相談活動には応じる、また応じてきている状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） もちろん、農家の方々がその気を持たなければ幾ら町が旗を振っても圃場整備事業なりなんなりはできません。そして、そういうふう到现在まで再々チャンスはあったものの、なかなかできてこなかったのが現状なわけです。ですから、この後もやはり同じような形のまま、そちらの農家の方々がまとまって手を挙げるならばこちらも考えましよう、そういう政策をずっととっていった場合、先ほど言ったように、10年、15年というところで果たしてその後、どのようなことになるのかというのを私は心配してお話をしているわけでございます。ですから、ぜひとも関係機関、いろいろあろうかと思えます。土地改良区、農協、そして行政もあろうかと思えますが、そういう部分で何らかの形で後継者が育つ、そういうような対策というものをとっていかれないものか、こういうような思いから質問させていただきました。どうかひとつご検討をよろしくお願いいたします。

最後の質問にまいります。

先ほど最初の質問された方の質問にもございましたが、六郷七滝地区の上水道の繰り上げ着工を求めて質問させていただきます。現在、行われている六郷地区の東部簡易水道工事では七滝地区は平成24年の供用開始となっております。この地区は以前から水事情が悪く議会においても工事を早めるよう要望してきたところであります。現地を調べたところ、一部の世帯で井戸水がなくなり側溝の水を掘り井戸に引き込み飲料水としていることがわかりました。この水路には合併浄化槽の排水や生活排水、田んぼの排水等が流れ込んでおり極めて危険な状態となっております。このような状態を早急に解消するためにこれまでの計画に加えてこの地区の繰り上げ着工を求めるものですが、町長のお考えを伺います。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） ご質問にお答えします。

六郷七滝地区上水道整備についてですが、六郷東部地区に関しては平成15年から事業実施しておりますが、総事業費12億円を超える多大な経費がかかりますので、国等と予算面の調整を図る

とともに、地元説明会を開催し、年次計画で事業展開しております。そのため、計画変更には事業予算の確保と地元理解が必要となりますので、七滝地区を繰り上げ着工することについては現段階では明言できませんのでご理解いただきたいと存じます。いずれそうしたことを踏まえながら早期完成に向けて事業は推進してまいりたいと存じます。また、早期完成には受益世帯の早期加入も前提となりますので早期加入や加入率向上について関係各位からお力添えをいただきながら事業を円滑に推進してまいりたいと存じます。

なお、飲料水等に関してお困りの一部世帯については、さきにお答えさせていただきましたとおり、どのような対応策があるのかを調査検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） さきの質問者の答弁で大体のところは何っておりましたが、この問題を町の方に私が話しかけたのがたしか4月だったと思います。恐らく担当課の方ではすぐに見て調査をすると、そういうような返事がございました。ですから、内情等についてはもう十分建設課の方ではわかっておられると思います。もしかすると検討そのものも進んでいるのではないかと思います。ですので、ぜひとも町が責任を持って速やかに現状をさらに詳しく調査をされて、そして検討することを望むものです。

先ほど町長が、合併浄化槽の水は上水道と何ら遜色のないような排水が出てくるんだというようなお話がございました。そして、それが流れてくる水によって薄められると、そういうような話がございましたけれども、私は確かに自分が飲まなければそういうことも言えるかもしれませんが、でも、実際に自分の飲み水に他の家の合併浄化槽からの排水、そして生活排水、また田んぼのいろいろな肥料の水とか農薬、除草剤、そういう水が流れ込む、まさにこれは異常と私は感じました。こういうものを放置してはならない。自治体としては住民の健康等を守っていくと、こういうことを一番の根っ子に据えてひとつご検討していただきたいと思います。このことをお願いして質問を終わります。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 誤解のないように説明させていただきますが、一番最初に答弁させてもらった議員に対する答弁の中で浄化槽の水について触れたくだりについては、浄化槽の塩素消毒が上水道の塩素消毒と同じ濃度の消毒をしているということでの上水道と同じ基準であるというふうに申し上げましたので、水質そのものが同等であるとは申ししておりませんので、その点は誤解

のないようにお願いしたいと思います。以上です。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（後松一成君） 以上で40番、斉藤正衛君の一般質問を終結いたします。

◇ 杉 澤 隆 一 君

○議長（後松一成君） 次に、44番、杉澤隆一君の一般質問を許可いたします。44番、杉澤隆一君。

（44番 杉澤隆一君 登壇）

○44番（杉澤隆一君） 私は杉澤隆一でございます。本定例会の一般質問の許可をいただきありがとうございます。

最初に、基盤整備事業についてであります。美郷町の北西部に位置する本堂城回地区では平成15年に大型圃場整備の機運が高まり早急に事業の推進委員会を立ち上げ、現在、県の平成18年度採択に向け総面積 467ヘクタール、質問要旨には約 470ヘクタールと書きましたので訂正をお願いします。総面積 467ヘクタール、この面積の中には旧太田町の三本扇地区も一部含まれております。これを計画推進中であります。町の農政課初め県や改良区、各関係機関の指導、協力をいただき地元農家の深い理解を得てここまで進めてくることができました。

当地区は経営体育成基盤整備事業として計画しており、この事業要件として利用集積があります。これを達成するために集落営農の計画を立て法人化を目標として取り組みます。幸い、すぐ隣の土崎地区にはもう既に法人化を進めて立派に行っているところがあります。そこで転作計画が一番難しい頭の痛いところですが、町の奨励作物を視野に今計画では畑地の団地化を目指し、現在、地元集落で作付している作物、アスパラ、トマト、枝豆などを生産拡大する方向で進め、特に特色を出すため昔から栽培されている本堂セリに着目しております。そこで、農業後継者が育ちやすくするためにもこの事業を取り入れ、現在の農業構造形態を変え、農村の活性化のためにも事業採択要件が年々厳しくなりますが、次の世代に先祖から伝わる大事な大切な優良農地を残すべく地元では話し合いを積み重ねみんなで努力しているところです。さて、12月定例会で飛澤議員の質問にも町長は答弁されておりますが、町の補助が今までどおり可能なのか伺いたいと思います。

次に、高齢者の温泉送迎車の運行復活についてであります。千畑温泉保養所では今の3月まで高齢者の無料送迎バスが平日、週3回運行されていまして。4月から廃止となり車を運転できない人たちから温泉入浴の楽しみと社交の場が奪われた形となり、不満の声がたびたび聞かれま

した。また、町では高齢者の健康の維持増進を図るための事業として千畑温泉保養所平日利用無料券を交付しておりますが、先ほども申しましたように、交通手段のない高齢者はせっかくのこのサービスを受けたくても受けることができないのが現状です。新生美郷町はたしか負担は軽く、サービスは高くをモットーに合併したはずですが、これではサービスの低下と言わざるを得ません。美郷町に住んで安心して暮らせる、住んでよかったと思えるまちづくりのためにもサービスの向上を目指すべきと考えます。高齢者の温泉送迎車の運行復活を望むものであるが、町長の考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） 44番、杉澤隆一君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 杉澤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、基盤整備事業についてですが、現時点で今後の事業採択を要望している県営経営体育成基盤整備事業は旧千畑町の本堂城回地区1カ所となっております。ご承知のとおり、本堂城回地区は実施要望期間を平成18年度から25年度までとし、計画受益面積が467ヘクタール、総事業費が70億円と見込まれている大規模事業です。平成15年中に仮同意90%を得て平成16年度に地形図作成等に着手してきた経緯があり、現在も採択申請に向けて各般の作業を進めている段階と伺っております。12月定例会で申し上げましたとおり、圃場整備事業については美郷町内で現在実施されている事業や現時点で計画が策定されている地区への町からの補助はこれまでの経緯を踏まえて従前の補助を継続してまいりたいと考えております。

なお、今後、新たに計画されていく地区があるとすれば、その地区についてはその時点でさまざまな環境等を踏まえ補助のあり方については再議論、再検討していくことになるだろうと考えております。

次に、高齢者の温泉送迎車の運行復活についてですが、千畑ヘルス観光株式会社がこれまで利用客の滞在時間の調整も含めたサービスとして独自に実施してきたものと伺っております。現在、町内には温泉施設が3カ所あり、それぞれの温泉の担当者間でサービス内容について話し合わせ、4月から回数券の相互利用を開始しております。しかし、無料送迎バスにつきましてはほかの2施設では実施しておらず、また美郷町から補助を受けている第三セクターが千畑地域のみ運行するのもさまざまな不合理があるだろうということで今回実施しない旨の報告を受けております。もちろん、美郷町全域を1施設のバスだけがカバーすることはできない状況です。さらに町が直接そうした取り組みを実施することについては、合併に伴うさまざまな高齢者福祉施策、サービスの統一化によりサービス範囲が全体に広がり、結果、財政的には余裕がない状況で、現段階で

は月に数回といえども町内をくまなく循環しての無料送迎バスの運行は実施困難と言わざるを得ません。ご理解いただきたいと存じます。

来年度の介護保険事業の本格改正を見据えて本年度、町の老人保健福祉計画を見直しすることになりますが、その際、美郷町の高齢者福祉施策について真に必要でなくてはならない福祉施策と、あれば便利な福祉施策のあり方を財政状況等を踏まえて議論することが必要と認識しておりますので、その際、こうしたサービスをどう位置づけるか十分に検討してまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 44番。

○44番（杉澤隆一君） 二つ目の質問のことについて町長に伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中で町長も詳しく触れられておりましたが、美郷町全域をカバーするのは今時点では困難だとおっしゃっておられます。しかし、最後の方の言葉に、この後、高齢者の方々の施策を講じるということでもありますので、ぜひともこれを考えていただきたいと思うわけです。

そして、私の提案したいもう一つのことがあります。それは今までもやられておりましたが、温泉には若い人から高齢者の方まで行かれるわけですが、これも高齢者の方々のサービスの一つとして健康相談日を設けて、保健師さんとか看護師さんが町の職員の中におられると思いますのでそんなに経費もかけずにこの健康相談日はできるものと考えますので、ぜひともこういうのも取り入れて考えてみてくださるよう希望いたします。以上、終わります。

○議長（後松一成君） 答弁必要ですか。（「答弁いいです。希望ですから」の声あり）

以上で 44番、杉澤隆一君の一般質問を終結いたします。

◇ 飛 澤 龍右エ門 君

○議長（後松一成君） 次に、43番、飛澤龍右エ門君。

（43番 飛澤龍右エ門君 登壇）

○43番（飛澤龍右エ門君） 上水道について一般質問いたしますが、前者2名からも質問がありましたが、私からもあえて質問いたします。

私は、12月定例会においても公平性について水道関係の質問をいたしました。今回も関連して質問いたします。年度当初予算で羽貫谷地地区に水道調査費として 500万円が計上、そして可決されました。このことは地域にとってまことに喜ばしいことと思います。

さて、町長は3町村が合併になり現在、水不足、または水質の悪い地域は把握しているでしょうか。今後、条件の悪い地域ではどのような対策を考えているのでしょうか。今回、羽貫谷地地区に調査費が見込まれたことによって隣の下畑屋地区においても水質の悪いところでは水道を引いていただきたいという声が聞こえてきます。私は、羽貫谷地地区へ水道を引くことによって下畑屋地区へも併用できるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。ただし、同時施行することによって羽貫谷地地区の工事着工がおくれるようなことがあってはいかがなものかとも考えております。このことについてどのような考えでしょうか。

また、新年度に入って2カ月余りしか経過しておりませんが、調査費について今までの結果と今後のスケジュールについてお聞かせ願いたいと思います。なお、調査結果によっては次年度には工事着手の計画が立てられるものかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（後松一成君） 43番に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、飛澤議員のご質問にお答えいたします。

上水道についてですが、現在、事業推進中の六郷東部地区を除き町内の簡易水道は11地区ありますが、その地域内の水道普及率は84.2%となっております。また、町の全人口から見ますと52.4%となり、全体的にはまだ低い普及率であると認識しております。水道事業の難しいところは同一地域内でも水に困っている世帯と困っていない世帯が混在していることだろうと思います。そのため供用開始している地域においてもなかなか100%にならない結果になっているものと理解しております。いずれ町としては水道の未普及地域の水道をどうするか、全体的な検討が必要と認識しておりますので状況確認や各種調査を実施し、検討を重ねてまいりたいと考えております。

さて、現在、水道に困っている地域についてですが、把握しているのは鉄分、マンガンが多いため、簡易水道の更新要望がある羽貫谷地地区、住民の一部の方から整備要望がある下畑屋地区、水質について組合内部と検討中と伺っております千畑地域の長面小規模水道組合、それに現在、事業推進中の六郷東根地区です。六郷東根地区以外の地域においては既存の簡易水道に加入できるかどうかも含めてどういった対策がとれるか検討してまいりたいと思います。羽貫谷地地区については隣接地域の水質、水量の調査が必要なため、6月中旬以降に水源調査を委託する予定です。したがって、下畑屋地区との併用については現段階では申し上げることができません。また、事業実施するには認可変更手続が必要で県と協議し、国庫補助事業として採択見通しがつくには1年ぐらいかかると思いますし、財源の手当てなども必要になるため、工事着手時期につ

いてもはっきり申し上げられない状況です。いずれ調査結果が出次第、対応について決めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 43番。

○43番（飛澤龍右エ門君） 質問というか、まず私から言うまでもございませんが、先輩議員の方々からはよくこういうことを言われました。水のないところ、悪いところには人は集まらないということ。それから今、六郷地区においても家を建てたい、あるいは店を開きたいという人もおりますけれども、水が悪くて引けないでやることもできないという人もおります。今般、町長招集のあいさつにありましたが、6月20日から行政座談会が開催されるということでございます。いろいろな意見、要望が出ると思いますが、厳しい財政ではありますが、公平性を持った行政運営をしていただきたいと思います。質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後松一成君） 以上をもちまして、43番飛澤龍右エ門君の一般質問を終結いたします。

◇ 熊 谷 良 夫 君

○議長（後松一成君） 次に、21番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。21番、熊谷良夫君。

（21番 熊谷良夫君 登壇）

○21番（熊谷良夫君） 私は二つのことについて町長の答弁をお願いいたします。

町長は美郷町町長として就任以来、町長の公約である融和と前進の理念のもと、また若さによるフットワークの軽さにより担当課に直接電話がかかるダイヤルインや移動町長室など町民の利便性を考えた施策が次々と打ち出されております。町民の間からはさすが松田町長と絶賛の声が上がっております。私はさらに町民の要望にこたえていただきたく、次の二つのことについて町長の見解をお伺いいたします。

初めに、シャトルバスの有効活用であります。美郷町ふれあいシャトルバスは町民が立ち寄った庁舎で要件が達成されず他の庁舎で対応しなければならない場合などに町民を運びます。ただし、各庁舎間の移動以外には利用できませんとなっております。本来の目的はそうなっているでしょうが、特に車の運転ができないお年寄りなどのために会合などで公民館や福祉センターなどに行くとき役場庁舎を集合場所として送迎できないもののでしょうか。老人クラブなど各種団体は行政の指導もあり、大方が美郷町何々会と合併をしており、旧3町村間の交流も活発となってお

ります。会合なども今回は千畑地区で、次回は仙南地区でと持ち回りで開催しているようです。地域の垣根を越えた交流は大変結構なことだと思います。その交流をさらに活発化するためにもどこにでも行きやすい方策を講じるのも行政の仕事ではないかと思っております。担当課職員による送迎や試験的に行われた乗合タクシー事業の利用などいろいろな方策があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、小さな子供たちのための公園や遊び場の整備についてであります。

町内には役場の建設課や農政課などが管轄している管理している公園や遊園地、そのほかにも地域の神社の隣にある空き地や宅地造成したところにあるミニ公園など地域の方々の憩いの場として、また子供たちの、特に小さな子供たちの遊び場として活用されているものが町内にはたくさんあるものと思います。その中には古くから設置されている遊具などがしばらくしてさびたり壊れたりして危険なところもあり、そのまま放置されているところもあります。そのようなところは地域の住民の要望を聞いて遊具が使われていないところは撤去し、芝生などにして子供たちが安心して遊べるようにするのも行政の仕事ではないかと思っております。また、最近できた新しい公園など、いわゆる遊び場などではちょっとしたすべり台やぶらんこなどもほしいと地域のお母さんたちからも言われております。コミュニティー助成事業を利用して整備したらとの声も聞かれますが、自己資金の調達などの課題があり解決できないでなかなか前に進まないのが現状のようです。日常の管理などは地域の方々にお任せするにしても地域の要望を聞いて積極的に整備していくようお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（後松一成君） 21番、熊谷良夫君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、シャトル便の有効活用についてですが、議員がご指摘のとおり、シャトル便は分庁方式に伴う住民サービスの低下を回避、軽減するため、各庁舎に総合サービス課を設置しまして住民の利便性確保に努めておりますが、町民が立ち寄った庁舎で要件が済まずほかの庁舎へ案内し、対応しなければならない場合や、会議等へ出席する住民、職員の輸送、あるいは各庁舎間の文書及び決裁書類等の送致のため午前、午後、各2回ふれあいシャトル便として運行しております。このことは議員もおわかりのことと思います。そして、ご指摘の公民館経由等コースの拡大についてですが、現在のところ、シャトル便運行の趣旨、あるいは利用目的からしますと、そうした拡大をすることが本来の趣旨である利用が逆に不便になるという可能性が高いことから、現段階では考えておりません。なお、役場庁舎を集合場所として高齢者の方々を公共施設等へ送迎する

ことについても民業との兼ね合いがありますからかなり難しいことと認識しておりますので、ぜひご理解いただきたいと存じます。

また、昨年度、乗合タクシー等を試験的に運行しましたが、その成果につきましてはさきの定例議会で答弁しておりますので割愛させていただきますが、いずれ各庁舎間で住民が移動する場合、シャトル便の利用が可能でありますし、特に会議等の出席はぜひともシャトル便を役場に来て使っていただいて帰りもそのシャトル便を使っていただきたいと存じます。

次に、公園や遊園地の整備についてですが、現在、公園は町の公園として 17カ所、農村公園が 31カ所、児童遊園地が 24カ所となっております、これらについては町で管理あるいは管理委託しております。また、公営住宅等の附帯した緑地空間等も町で管理をしております。

ご質問にありました地域の空き地やあるいは神社等に設置されております遊具等につきましては、町では現況把握しておりません。今後、地域から要望があった場合、その現状等を調査把握し、検討が必要と認められる場合は検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと思います。答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 21番。

○21番（熊谷良夫君） いずれの場合もごく小さな事柄ではありますが、どうか耳元で大きな声で叫ぶ方々の要望だけでなく、こういうなかなか声に出して言えない弱い立場の方々の意見も聞いてくださるようよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後松一成君） 以上で 21番、熊谷良夫君の一般質問を終結いたします。

ここで午後 1 時半まで休憩いたします。

（午前 11 時 56 分）

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後 1 時 30 分）

○議長（後松一成君） 一般質問を続行いたします。

◇ 武 藤 健 君

○議長（後松一成君） 32番、武藤 健君の一般質問を許可いたします。32番、武藤 健君。

（32番 武藤 健君 登壇）

○32番（武藤 健君） 一般質問いたします。

私は二つのことを質問いたしますが、最初は物品購入比率を町の業者に高めていただきたいということ。二つ目は、資格証明書の交付について質問いたします。

一つ目の方から。不況下で町の商工業者の皆さんの暮らしをも大変になっております。当然、努力していることとは思いますが、町及び関係部局で使用する物品とか消費するすべての物品の町業者の納入比率を高めていただきたいと考えております。また、一部業者に偏らず公平な配分に心がけていただきたいし、このことが町業者へのカンフルにはならなくてもそういう姿勢こそが大変大事だと思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

町内業者からの物品購入比率についてですが、これまで軽微な修繕や物品の購入については町内業者で対応できるものについては見積もり徴取や事務手続など地方自治法や財務規則で定められた取り扱いを遵守しながらできる範囲で機会に配慮しており、今後もその方針で望んでまいりたいと考えております。また加えまして、請負工事についても言及させていただきますが、町内業者にはできる範囲でそうした機会について配慮しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

しかし、ともに入札執行に当たっては競争の原則は大切に最小の経費で最大の効果を上げるとともに、総体的な町民利益をかんがみて求める仕様を満たしてできるだけ低廉に納入、あるいは受け入れをしていただくように公正に執行しておりますので、あわせてご理解いただきたいと思います。

参考までにこれまでの状況を報告しますと、合併後、平成 16 年度中にまずは請負工事契約の競争入札についてですが、工事は 34 件ありまして、契約額が 3 億 4,729 万円、うち町内に住所を有する業者が落札した件数は 27 件、落札額 3 億 3,729 万円で、契約比率は 97.1%になっております。物品については 26 件で、契約額では 5,176 万円、うち町内に住所を有する業者が落札した件数は

5 件、 822万円、その契約比率は 15. 8%となっております。このほかに食材供給は 45業者から 1 億 1, 200万円を納入していただき、うち町内が 30業者、3 億 500万円で、購入比率が 31. 3%、小規模な修繕や燃料の納入はほぼ 100%が町内業者からの納入実績となっております。なお、特殊な物品の場合はその取り扱い業者が町内にいないという場合がありますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

以上でもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） ありがとうございます。当然、町ですから努力していることは十分わかりますが、極端な話をしますと、ボールペンから紙まで町の業者から買っていただきたいと、そういうことであります。

次に、国保の資格証明書の交付についてお伺いいたします。

国民健康保険事業状況を見ますと、長引く経済の低迷により離職者の増加等によりここ数年間、国保の加入者が増加しております。また、課税総所得金額は下がり続けて負担率は 13. 59%にまでなっています。高い国保税はますます払えないものになって住民の皆さんの家計を圧迫しております。12月定例会でもこの問題を取り上げ資格証明書を交付しないでいただきたいと申し入れました。本定例会には新町美郷町の国保税の税率を統一することが提案されています。合併の理念であります、負担は低い方に合わせてあるでしょうか。資格証明書の交付といえば聞こえはいいんですが、早い話が保険証の取り上げですから住民の皆さんの命にかかわる問題です。保険税を支払うことが困難で滞納する世帯が一時的にせよ、医療費の全額を支払うことは困難なことです。国民皆保険と言いながら保険証を取り上げる過酷なペナルティーです。全国的に見ますと、保険証を取り上げられたことにより医者にかかれず病気が悪化したり亡くなったという悲惨な報告もあります。

私が生活と健康を守る会の活動の中でお世話をさせていただいた方のお話を少しだけさせていただきます。この方はかなり高額な給料をいただいた方でしたが、勤めていた会社が倒産、国保に加入しましたが払い切れずに滞納、減免制度もわからず大変困ったそうです。悪いことは続くもので今度は奥さんが交通事故に遭いました。にっちもさっちも立ち行かなくなりました。この方はこのとき、こう言っていました。世の中はお金がないのだ、暮らしが大変だのと不満を言う人は自分がちゃんとやらないからだと思っていました。ところが、自分の身に降りかかったら世の中どうにもならないこともあるものだとなつくづくそう思ったそうです。国保税は前年度所得に課税されますからこんなことも起こるわけです。そのために減額免除の制度もありま

すからどうか周知徹底していただきたい。国保新年度、新町美郷町からは1枚の資格証明書も交付せずに納税者の皆さんと相談しながら対処していただきたいと考えます。困難な時代にこそ、住民の命と暮らしを守るのが地方自治の本旨と考えますし、町長が目指す住みたくなる美郷町のためにも大事な事と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（後松一成君） 32番の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えする前に先ほどの答弁で私、数字を間違っておりましたので訂正させていただきます。食材供給について町内30業者が「3億円」というふうに申しましたが、「3,500万円」の間違いですので訂正させていただきますながらおわび申し上げます。

ただいまのご質問についてお答えいたします。国民健康保険の資格証明書発行の問題についてですが、12月定例会において同様のご質問をいただき、その答弁に対しまして優等生過ぎて聞きづらい旨のご指摘をちょうだいしましたが、この問題は大変に繊細な問題でありますので再度のご指摘を恐れず答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

被保険者間の負担の公平性を確保して健全な国民健康保険財政の運営に資するために要綱でこれら資格証明書等の交付措置が定められておりますことは議員もご存じのことと思います。国保税は納付期限までに納付しない場合、保険者より督促を受けることになりますが、その後も納付されない場合、納付相談及び指導等が行われます。そうした後にも納付されない場合、被保険者証を返還していただき滞納世帯主に対して有効期間6カ月を超えない短期被保険者証が交付されることになります。また、納付相談及び指導にも応じない場合、あるいは納付期限から1年を過ぎても滞納の場合、資格証明書が交付されることとなります。資格証明書交付措置の解除については滞納している保険税を完納した場合、あるいは確実に納付が履行されると見込まれる場合のほか、特別な事情として省令で次の場合に限り、交付措置の解除を認めております。災害、盗難、本人及び親族の病気、世帯主の事業の廃止及び損失等により国民健康保険税を納付することができない事情があると認められる場合です。資格証明書の交付を受けると医療費を一たん全額自己負担することになり大きな負担となりますし、医療費の一部負担を除く負担額については国保窓口にて申請をすれば支給を受けられますが、受けるまで期間もかかることになりますのでこうしたことに十分ご理解をいただき、資格証明書の交付に至らないよう望みたいと存じます。

なお、納税は国民の義務でありますし、国民健康保険が被保険者の税収入が基本とされている以上、どうか皆様方には義務を遂行していただき、こうしたことに至らないように重ねてお願いするものであります。

なお、先ほど議員がご指摘の個別具体の事例の中にもありましたが、減免の制度について十二

分に周知することについては、行政として怠りなく頑張ってまいりたい所存でありますのでご理解いただきまして答弁を終わりたいと思います。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 今、町長がお答えしてくれたことは12月の定例会でお聞きしました。私も生活と健康を守る会の役員をやっておりますからどういうふうになると資格証明書が発行されたり、短期保険証が発行されるかということは存じ上げております。その上で再度、町長に聞きますが、町長は資格証明書の発行はいたし方ないものと考えますか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 制度として確立した制度であり、要綱にのっとって公平に執行していくことが、それが全体に対する公平性の担保でもあるというふうに認識しております。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 町長の答弁のまま素直に聞くと、お金のない人は死ななくちゃいけないんですか、町長、どうなります。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） 極端な事例はお答えできませんが、いずれ特別な事情がある場合はそれを解除するというふうなことがあることは議員ご存じのとおりだと思いますので、その特別な事情に該当するかしらないかというふうな個別の問題になろうかと思います。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 私、いろいろ調べてみました。そうしたら、町長が村長時代の仙南村では資格証明書は出ていませんでした。六郷と千畑で出ていました。そのノウハウを美郷町に生かしてください。

資格証明書を発行されますと、だれもなりたくて貧しくなるのではないのでいろんな事情があっってお金が払えなくなったりしたら、どうしたらいいかといったら簡単だと思うんですよ。執行停止にしたらいいいと思うんです、払わなかったら。払える事情にあるにもかかわらず払わなかったら差し押さえすればいいでしょう。払わないやつをみんな悪い者だと決めつけしないで、やっぱり私は町長が不利益なものをするときは町長は住民に対して、納税者に対して十分な相談と指導を行わなければならないというのが12条にありますよね。私は、それを生かしたら滞納したやつはしょうがない、滞納するやつが悪いんだからだめだという考えはやめていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） 議員ご指摘のとおり、さまざまなケースでさまざまな事情をお抱えのこと
と思います。そのために納付相談がありますのでそういった納付相談に来ていただくことがまず
第一歩かと理解しております。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） どうか美郷町の松田町長からは資格証明書の発行がないようにしてい
たきたいということを強く要望して終わります。

○議長（後松一成君） 以上で32番、武藤 健君の一般質問を終結いたします。

◇ 高 橋 正 治 君

○議長（後松一成君） 次に、25番、高橋正治君の一般質問を許可いたします。25番、高橋正治君。

（25番 高橋正治君 登壇）

○25番（高橋正治君） 一般質問する前に議長にお願いがございますけれども、このたび3問の
質問事項を考えておりましたけれども、私の手違いにより3番の担い手育成集積事業につきまし
ては取り下げをお願いしたいんですが、お計らいをお願いいたします。

○議長（後松一成君） ただいま高橋正治君から3番の問題について取り下げをしたいという要望
でございますが、どうですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

○25番（高橋正治君） それでは質問いたします。

1番にバイオマスで町の産業振興と活性化をについてであります。政府が平成14年12月に打
ち出したバイオマスタウン構想がいよいよ動き出しまして農水省では17年2月に5地区、3月に
8地区、合計13地区の市町村をバイオマスタウンとして循環型社会の切り札として公表いたしま
した。今後も申請のあった構想について一、二カ月に1市町村、2010年度までには1,500市町村
程度ふやし公表されると、バイオマスタウンの枠づくり交付金として17年度分として144億円が
優先的に受けられ、ハード面、ソフト面で経費のおおむね2分の1に充てることができるという
ことで各地域の活性化になればと質問いたします。

本題に入る前にバイオマスについて簡単に説明しますと、エネルギーや物質に再生が可能な動
植物から生まれた有機質の資源ということで、石油や石炭以外のものだそうです。例えば家畜排

せつ物、食品の残渣、稲わらやもみ殻、建設発生時の木材、製材工場の残材、林地破材、間伐材、被害木や流木、工事の際の伐根などエネルギー作物としては稲やトウモロコシ、飼料作物など多種多様にわたる原料を使用してここから電気やガスを生み出す微生物の発生分解によりバイオマスプラスチックの原料や農作物を育てるための肥料など、また家畜の排せつ物を発酵し、そこから出るメタンガスでタービンを回し、発電し、売電することも可能だということでございます。

ちなみに我が町の家畜数を申し上げますと、牛が約 1,000頭、豚が約 1,600頭、ニワトリが1万羽、そしてここから出る排せつ物が1日約28トン出るそうです。これに町から出る生ごみ等を混ぜ発酵させると、おおよそであります毎日20立方メートル弱のメタンガスが発生し、仮にこれで車を走らせると普通車で約120キロメートル走らせることができるそうです。町長も毎日、ご多忙の中、走っているわけですが、この車の燃料費がただになるという話でございます。

人によっては私が今、話していることを夢物語のように思う方もおられるかもしれませんが、今、国を挙げて町村合併を進め、我が町も全県下を切って合併したのも、もとはといえば国の財政難による行財政改革、交付税の削減、三位一体の中で地方の政治は地方で、地方の税は地方のために使用し、自立したまちづくりをするようにと。でも、地方の少ない税収の中で並大抵ではないのも承知で、町民には負担は軽くサービスは高くと約束したものの、そう簡単なことではないのも事実です。でも、いつもいつも暗い話ばかりでは町民の覇気の高揚をそぐことにもなりかねません。

私がなぜバイオマスを取り上げたのかと申しますと、小坂町や大潟村のように減反田や遊休地に菜の花を植え、花を見て楽しみ、その種から油を搾り学校給食に使い、子供たちには食の大切さを教え、その搾りかすで肥料をつくる。販売し、畑や空き地、減反田にはバイオマス用の稲や飼料作物をつくり、動物のえさはもちろんのこと、排せつ物は堆肥のみならずガスや電気をつくり出し、プラスチックをつくり出すこともできるわけです。今、地産地消や特産品の販売、包装には大量にプラスチックが使用されております。町内のすべての容器をつくり出すのも夢ではありません。また、我が町には産廃処理施設があります。毎日のように出る伐根や木くず、解体廃材は大量に出るチップの量に置き場に困っている話も聞きます。昨年でしたか、私たち千畑議会で岩手県葛巻町に行ったとき、このチップをさらに細かく粉碎して乾燥ペレット化し、冬の暖房に使用しておりました。今、石油が高騰し、残すところ50年ぐらいで石油資源が減少すると言われております。また、先物買のマネーゲームが拍車をかけこれからの石油依存も考えなくてはならないのではないのでしょうか。千屋、畑屋地区の森林の木々や間伐や枝打ち、これらを観光の目的としたボランティア募集などで森や林を整備している県などもあります。山は私たち住民をは

ぐくむ命の源です。緑豊かな美郷町六郷の清水も山があるから、森があるからあるのです。今まで私が話したすべてがバイオマスと関係があります。バイオマスは限りのない資源であります。これをつくり出す条件がそろえば美郷町を元気にするエネルギーになるのです。町民に夢と希望を与えるエネルギーです。バイオマス事業は農業活性化を促し、土を若返らせ有機農業にも役立ちます。米や野菜の味をよくし、地産地消にも元気を与え、子供たちの教育やベンチャー企業の創出や商店街にも、やる気のある企業にもチャンスを与え、特に農業地域の減反や遊休地の有効活用にはいかばかりかの活力になると思います。私が特に言いたいのは、すべてのバイオマスの材料は町内にあり、無限に生産が可能であるということです。バイオマスについての町長の考えをお聞きいたします。

大根1本を生で100円で加工し、燻製し、真空パックすれば500円になります。付加価値をつければ原材料の5倍以上になります。アグリビジネスとして道の駅をさらに充実させる必要があると思います。現在、出店者数60店舗だそうですけれどもまだまだ不足だと思います。売り場や出店数をふやし、全町より満遍なくだれでも出店できるようにしていただきたいと思います。

また、名称について気になりましたので質問いたします。計画当時に最も地域に適した名前だと思っておりましたが、今、ご承知のように、合併後の町の木、花、魚、鳥が決まりました。特に町の鳥が雁になったことで雁の里せんなんが国道を走って気になるのは私ばかりでしょうか。私たちも歴史や文化を大事にしながら過去の歴史は変えられなくてもこれからの歴史はつくっていけることだと思っております。雁の里美郷でも何の違和感もないと思いますが、そのことについても一言お願いいたします。

以上、お願いいたします。

議長（後松一成君） 25番の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、バイオマスのご質問についてですが、議員ご提案のとおり、バイオマスは循環型社会形成の上で大変有用な方法であると認識いたしております。バイオマスタウンを目指すにはバイオマスを持続的に利活用するために生産、収集、変換、利用の各プロセスが有機的につながり全体として経済性、地域条件に合った循環システムの構築が求められます。

美郷町の場合、バイオマスの種類に応じた利活用には土づくり、畜産環境保全などを目的とした食品廃棄物や家畜排せつ物等の廃棄物系、稲わらやもみ殻等の未利用バイオマスなどが考えられますが、これらの保存量や変換後の利用方法、地域的な範囲、関係者の役割分担、構想の実現

に向けた工程等を明確にする必要があり、構想着手以前に膨大な調査分析が求められます。さらには事業実施主体、プラントの規模、建設事業費、変換後の振り向け先、あるいは販売先、維持管理経費を含めた採算性を考慮した場合、当然、大きなリスクが生じるために結論を急ぐべきものではないと考えております。

なお、バイオマスと同様の新エネルギー対策につきましては風力及びソーラー発電による道路照明灯整備に既に着手しておりますし、有機農法につきましても別途の取り組みを行っているところでありますので、議員には何とぞご理解いただきたいと思います。いずれ議員ご指摘の循環型社会の構築に向けました施策には今後とも十分に意を用いてまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に、雁の里せんなんの名称と運営についてですが、まず道の駅雁の里せんなんは、昨年4月29日に仮営業し、昨年10月5日に本格オープンしております。旧仙南村で整備した雁の里農業振興施設は農業、商業、観光の拠点として地域活性化を推進するための施設で、開業以来、営業成績も順調に推移しており、利用者からも喜んでいただいております。施設は農林水産省の補助事業により建設したもので、店舗面積についても国の補助基準によって面積が決定しており、独自の増設は現段階では困難です。

なお、農林水産物の直売については、美郷町の誕生を考慮して昨年4月、秋田おぼこ農協六郷営農センター及び千畑営農センター等に管内の農家にも施設利用の参加依頼をした経緯がありますのでご理解いただきたいと存じます。現在、道の駅雁の里せんなんでは店舗内の販売だけではなく、土曜、日曜、祭日に野外でのテントによる販売を行っており、美郷町商工会に出店依頼するとともに、管内直売組合等から出店の問い合わせなどもあるようです。今後も販売促進のためのイベント開催などではできる範囲で町内の皆さんに参加していただけるように株式会社雁の里せんなんに申し伝えとともに、施設の一層の利活用を進めてまいりたいと考えております。

また、道の駅雁の里せんなんの名称ですが、史実上の後三年の役合戦「雁行の乱れ」に由来しており、命名については旧仙南村で地域活性化協議会や関係団体等の意見を十分にいただき命名したものです。地域住民が親しみやすく覚えやすい名称であることはもちろんですが、地域が大切にはぐくんできた歴史や文化も尊重しなければならないものと考えております。また、道の駅として昨年10月5日、オープンにするに当たって国土交通省の審査のほか、看板やパンフレット、高速バス停、全国道の駅連絡協議会等へ名称掲載や周知のため多額の経費を支出して知名度の向上に努めておりまして、現時点で名称の変更は困難ですのでご理解いただきたいと存じます。

さらに、町内には似たような状況で地域名称を含んだ施設、会社がほかにもありますので、道

の駅のみならず全体的な問題であろうかと認識しております。いずれ今後とも美郷町の南の玄関口として住民はもとより全国から訪れる方々に対して雁の里せんなんを通じて美郷町のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 25番。

○25番（高橋正治君） バイオマスの件についてでございますけれども、18年度計画に堆肥センターの建設が予定されておりますけれども、その調査費が計上されたわけですが、その調査費の中にそのバイオマスを考慮したようなことがありますでしょうかということが一つ。

あとは地産地消の雁の里せんなんの道の駅については、やはり農業の振興に大事な拠点でありますので、農業は1次、2次、3次産業ともやり方によってはどうにでも伸びていける要素を持っておりますので、今後も町長のリーダーシップをお願いしたいと思います。堆肥センターのことについてお願いします。

○議長（後松一成君） 25番の再質問に答弁願います。松田町長。

○町長（松田知己君） ご指摘の堆肥センターにつきましては、現段階においてはバイオマス関連というよりは堆肥化に向けた取り組みをしております。旧千畑町の計画を引き継いだ形でいかに地域農業を生かして特色を出せるか。さらには家畜ふん尿をいかにリサイクルしてエネルギーとして肥料として使えるかということについての検討でありますので、ご理解いただきたいと思います。（「これで終わります」の声あり）

○議長（後松一成君） これで25番、高橋正治君の一般質問を終結いたします。

◇ 谷 屋 誠 市 君

○議長（後松一成君） 続いて、7番の谷屋誠市君の一般質問を許可いたします。7番、谷屋誠市君。

（7番 谷屋誠市君 登壇）

○7番（谷屋誠市君） 私は二つのことについて一般質問させていただきます。

まず最初に、10年後の美郷町の姿はと題して質問させていただきます。千畑町、六郷町、仙南村が合併して美郷町が誕生してから7カ月が過ぎました。町長においては新町のかじ取りにお忙しい日々を過ごしていると思われれます。私たちがこの合併の枠組みを決めた理由の一つには、以

前から関係が深く似たような環境であり、また合併の規模が大き過ぎないことも一つだったと思います。町外の方からは美郷町というよい名前をつけたと言われることも多いのですが、町としての内容も褒められるようにならなければなりません。以前、大仙市の人と話した折、小さな美郷町はいずれやっていけなくなり大仙市と合併せざるを得なくなる。その場合は吸収合併だと冗談半分に言われたことがあります。町民の中にも余り大きな合併でなくてよかったという声がある一方、いずれ遠くないうちにもう一段の合併があるのではないかと心配する人たちもおります。

さて、昨年の11月に町長選挙が行われましたが、町長の後援会が配った資料の中で町長は、今後10年の基礎づくりをしたいと訴えていたと記憶しています。それは当然、美郷町が美郷町として継続発展していくための基礎を固めるということだと思います。財政、少子高齢化と福祉対策、農業、商業、観光、道路などの社会資本、役場の体制などいろんな課題があると思われませんが、町長が考える10年後の美郷町はどのような姿をしているか、あるいはどのような姿にしたいのか、そのためにはどのようなかじ取りをしていくのでしょうか。特に次のことについて町長のお考えを伺います。

一つ目、農業、農家、集落の姿。当町の基幹産業である農業であるが、国の政策も変化していく中、どのような方向へ導いていくのか。10年後の美郷町の農業、農家、集落の姿をどのように考えていますか。

二つ目、少子高齢化と福祉対策。少子化が進み人口減少も続くと思われれます。教育環境にも変化があると考えます。また、高齢化も進み、その対策も求められます。特に施設への入居希望が今以上にふえると思われれます。10年後、町の福祉、教育環境はどのようになっているとお考えでしょうか。

三つ目、職場の確保。人口減少や少子化とも関連があると思われれますが、若い人の定着には働く職場が不可欠です。働く場としては町内だけでなく大仙市や横手市など近隣もその範囲に含まれることとは思いますが、企業誘致がなかなか進まず、逆に中国などへ出ていく可能性さえある中、働く場の確保はますます難しくなっていくと考えられます。10年後、町内、そして近隣の職場はどうなっていると考えなのか。そして、特に若年層の就職先の確保のためにどのような手を打っていこうと考えているのか。そして、最後に10年後、町長ご自身は何をしている、あるいは何をしたいとお考えでしょうか。将来構想としては新町建設計画や美郷町基本構想など合併協議会や町としてのものもありますが、それとは別に町長ご自身が考える10年後の美郷町の姿をお聞かせください。合併はゴールではなくスタートであります。誕生した美郷町がこの先10年、20年、50年と続き発展していくよう町民が一丸となって頑張っていかなければなりません。町長

にはそのかじ取りをしっかりとお願いしたいと思います。

次に、携帯電話の不通地域についてお尋ねいたします。携帯電話の普及は目覚ましくその勢いに街中の公衆電話は取り外されるものがふえてきています。また、ビジネスにプライベートにいろんな場面で利用され、仕事によっては必要不可欠の存在になりつつあります。

そんな中、町内でも電波が弱く携帯の使用に支障を来している地域がまだあり、ほかの地域では普通に使えるものが使えないというのは同じ町民として不公平感を感じている人もいます。環境整備のため地域の人たちが必要としているものであり、不便なところほど携帯電話の利用価値はあると思われます。19年には国体の自転車とバドミントンの両競技も予定されており関係者が全国から集まってきます。ロードレースのコースの中には携帯の使えないところがあると思われますし、関係者があったか山などを訪れることも考えられます。そして、何よりも地域の住民が不便を感じています。いろんな補助制度を使えるにこしたことはないのですが、地域に必要なものであり、均衡ある発展のためにも不通話地域の解消に町としても努力すべきだと思います。町内で電波が弱く携帯電話が使えない地域として町で把握している地域はどこか。町としてそれらの解消のためにどのような努力をしているのか。一昨年、旧六郷町のときにも一度質問しておりますが、その後の経緯、今後の方針などをお聞かせください。

○議長（後松一成君） 7番の谷屋誠市君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 谷屋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、10年後の美郷町の姿についてですが、基本的には美郷町総合計画の基本計画において10年後の美郷町の姿を俯瞰して各分野で目標設定することとしており、その中で明示してまいりたいと考えておりますので、まずはそのことにご理解いただきたいと存じます。また、そうした各分野の目標等を集積した町の将来像は、町民だれもが「住んでよかった、住み続けたいと思える町」であり、住民の気持ちとして「美郷が一番、好きです美郷」と思えるようなまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

ご質問の個別分野の将来像についてお答えいたします。

初めに、農業、農家、集落の姿についてですが、基本的に農業の持つ課題はこれまでの歴史を俯瞰しても共通性を持っているように認識しておりますので、今後も同様の方向性を持って施策を展開していきますと、農業経営は複合的な経営が拡大するとともに、利用集積が進み施業的農業経営が強化されているものと存じます。また集落はその結果として地域コミュニティは維持しながらも農家、非農家の混在がより明確になっているのではないかと想定しております。

次に、福祉教育環境についてどうなっているかというご質問ですが、想定で答弁させていただきますと、少子高齢化については各般の施策展開によって一定の歯どめをかけながらも進展するものと存じます。そのため少子化に伴う学校統合や高齢化による高齢者同士の相互扶助、互いに支え合っていくという意味合いが強い地域社会になっているのではないかと想定しております。

次に、職場環境がどうなっているかというご質問ですが、これも同様に想定で答弁させていただきますが、日本経済がかつてのようなドラスチックな景気の浮き沈みがなくなって、成長するにしても低位成長ではないかと指摘する評論家の言を信じますと、基本的には現在の就業先を維持しながら各般の施策展開によって新たに企業等が立ち上がり幾らか就業構造に変化が出ているのではないかと想定しております。

最後に、私の10年後のことについてのご質問ですが、10年後は51歳になっている松田知己がいるわけでして、私として意欲を持てることに集中して時間を費やしているだろうと考えております。

それから、私の考える10年後の姿といいますのは、基本的には美郷町総合計画の内容と合致しておりますし、また合致していなければおかしいことになりますのでそこはご理解いただきたいと存じます。

次に、携帯電話の不通地域解消についてですが、現在、町内で携帯電話の利用が難しい地域は六郷地区のあったか山を含む沢目地域と千畑地区のラベンダー園を含む大坂地区となっており、地域住民を初めあったか山や大台野広場の利用者に不便を来している状況であります。こうした地域間の情報通信格差是正を図るために市町村が事業主体となって移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国の補助事業がありまして千畑地区においては平成14年から継続して要望しているところであります。採択要件としては携帯電話サービス提供事業者が完全でないこと。施設整備後、いずれかの通信事業者の参画見込みがあることであり、県内でも要望数は年々増加する傾向にあるようです。県内の補助事業として採択された事案について地区内の世帯数の平均をとりますと、約300世帯となっておりまして100世帯以下は採算性の観点から相当厳しいものが予想されております。ちなみに沢目地区は100世帯以下でありまして、また善知鳥、大坂地区は140世帯となっている状況です。六郷地区については昨年3月、NTTドコモ秋田支店に対して通話エリア拡大の要望書を提出しておりまして、NTTドコモ側からは利用者の少ないエリアは難しい。もしエリアに入れるとしてもこれからは次世代型のFOMA対応になると。その場合、町で整備した光ファイバーケーブルの未使用部分の開放も考慮してほしいなども伝えられております。いずれ携帯電話サービス提供に当たっては移動通信鉄塔施設の整備以外に鉄塔施設までの有線による接続設

備の確保も要することから、今後はNTTに対しても改善の要望をしまいたいと存じます。

なお、企画課で通話の状況について現地調査をしたところ、ドコモ、ボーダフォン、au、FOMAの携帯4社がすべて不通、つまり圏外となる地域は町内にはありませんでした。何かしらかの携帯は通じるという調査結果が出ておりますので、ご参考までご報告いたします。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 7番。

○7番（谷屋誠市君） 先日の基本構想の説明会がありましたので大体そういうことかなというふうには思っておりますけれども、さらに10年後についても一つ二つお願いしたいと思います。

一つ目は、自治体の運営にはほかとの差別化も必要で、例えば小学6年生まで医療費に踏み切った大仙市のように特徴を持った施策が必要と思われませんが、10年後に向けて美郷町としてどのような特色を持つ町にしたいと考えているのでしょうか。余りたくさんあっても焦点がぼやけると思いますので一つに絞ってお考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目として、住民の中にも「できれば合併したくなかったけれどもお金がないから仕方ないべな」と話してくれる方が何人もおりました。一昨年、六郷町の議員研修で一足先に合併した東香川市を訪れた際、隣接の讃岐市も含め合併後の状況は予想以上に厳しく、もう一段の合併の可能性もうわさされているとの話を聞きました。またさきに話しましたように当町でも再合併の心配をする方もおります。10年たってみたらまた合併の議論が起こっていたなどということのないようにしなければなりません。10年後、20年後、30年後、美郷町が美郷町であり続けるためにはどのようなことに留意し、どんな施策をしていく必要があるとお考えでしょうか。

○議長（後松一成君） 7番の再質問に対して答弁をお願いします。松田町長。

○町長（松田知己君） さまざまな分野があるわけですが、一つに限ってというご指摘でありましたので子育て支援の関係でお話ししますと、美郷町はほかの地域に先駆けて保育料、それから幼稚園事業料を2分の1支援する、さらには所得制限も撤廃しているというふうな特徴を持っていますので、そういった部分を一つ一つ積み重ねることによって美郷としてのカラーが出てくるものと信じております。

それから10年後の再合併については、それをないようにするためにその礎が大切である。そのために今、美郷町総合計画をつくるということにご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 7番。

○7番（谷屋誠市君） 2万4,000人の乗った美郷町という船が途中で座礁などせずに将来に向けて航海できるよう頑張ってくださいようお願いして、質問を終わります。

○議長（後松一成君） 以上で7番、谷屋誠市君の一般質問を終結いたします。

◇ 泉 美和子 君

○議長（後松一成君） 次に、24番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。24番、泉 美和子君。

（24番 泉 美和子君 登壇）

○24番（泉 美和子君） 私は子育て支援策充実の立場から3点にわたり町長にお伺いいたします。

初めに、放課後児童健全育成事業、学童保育についてお伺いいたします。新年度より利用料が3,000円に統一されましたが、旧六郷町の利用者にとっては一気に2倍にはね上がったものであり、疑問の声が出されています。合併により制度の可能な限りの統一を図ることは当然だと思いますが、このような格差が大きいものを統一する場合には十分な説明と理解を求めることがとりわけ重要であり、説明不足の感が否めません。合併前にはサービスは高く、負担は低くと言ってきましたが、このことにも逆行するものであり、段階的な統一など住民負担を軽減する方向を示すべきだったと考えるものですが、見解をお伺いいたします。

また、この事業については小学校低学年が対象となっておりますが、せめて4年生までお願いしたい、あるいは農繁期など忙しいときに受け入れてほしいなどの声もあります。子供たちが被害に遭う事件や事故の増加など社会状況に伴い安全で安心できる生活の場として学童保育を求めるようになってきていると思いますが、このような声に今後、どう対応していくのかお伺いいたします。

○議長（後松一成君） ただいまの一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童健全育成事業についてですが、利用料の説明については事業実施前に説明会あるいは内容を記載したしおりを配布し、ご理解をいただけるように努めてきたつもりですが、保育料等の統一化、あるいは2分の1支援施策の説明に比べますと、タイミングが遅くなったことは反省を伴って認めるところであります。今後は十分に注意してまいりたいと存じます。

また、制度の段階的統一化にはなじむものとなじまないものがあると理解しておりますが、内

容がほぼ同質、同水準の制度は公平性の担保の観点から段階的な統一化にはなじまないものと理解しております。

さらに対象年齢についてですが、この事業は補助事業として国の要綱に基づき実施しているので、日中、家庭にだれもいない小学校低学年児童を対象としております。どうかご理解いただきたいと存じます。町単独で高学年を対象に実施する場合、年齢格差に伴うさまざまな課題、例えば遊びの内容や質、行動力の違いなどにどう対応するのか。また、事業実施施設の収容規模が狭いなどの問題が生じてまいります。実施には困難点があることをご理解いただきたいと存じます。

さらに、人は成長に合わせ自立心を備えていかなければならないわけですが、その萌芽が伸びるのが小学校高学年からというお話を伺ったことがあります。そのため、国では小学校低学年を対象にこの事業を展開しているものと私は理解しているところです。現状には対処しながらも大局に立った考え方で子供の成長を議論することも必要ではないでしょうか。４年生の農繁期など一時的な学童保育要望については、あくまでも一時的な受け入れとなるため受け入れに当たってどういった課題があり、解決できる課題かどうか十分な議論が必要ですので検討してまいりたいと存じます。

しかし、一個人として申し上げさせていただければ、そういうときこそ、子供に農業を手伝わせ農業の持つ意義や尊さを教えることが子供の成長には大きな価値と意義があるものと思います。いずれ放課後児童対策についてはさまざまな要望や価値観が存在し、行政も頑張っておりますが対応に限界があるのも現実でありますので、子供たちが安全で安心できる生活の場については集落や隣近所など地域の方々も頑張ってくださいようお願いしたいと存じます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 泉 美和子君。

○24番（泉 美和子君） 学童保育の料金の問題ですが、公平性の担保からなじまないというお答えでございましたけれども、そもそも合併というのは何だったのかなと私は最近、とても強く思っているんですけれども、合併前は負担は低く、サービスは高く、これを町民に約束してきました。いざ始まってみたらどんどん高い方に、高い方というわけではありませんが、一気にサービスは高くいうところは中間層に合わせたり、今のように安くなっていたものは高い方に合わさっていくというふうな、公平性、公平性と言いながらどんどん負担を強いる方向にこの合併が来ているのではないかというのを強く感じます。こういうやり方は住民に対しての約束と違うことだと思うんですね。なじむものとなじまないものがあるとおっしゃいますけれども、一気に料

金が2倍に上がったということは住民にとっては大変な驚きで、私は当然、なじまないと思っているんですね。町長の言っている、なじむ、なじまないとまた本質が違うかもしれせまけれども、町長はいろんな場でこういう統一化の問題を発言してきておりますけれども、町の広報でこういうふうに書いています。前後ありますけれども、いろいろな統一に向けて内容は事業目的等を踏まえ柔らかな変化として認識していただける範囲の改正になるよう留意したと書かれておりますけれども、この柔らかなという意味は私は段階的な緩やかな、いろいろ住民の意見を十分聞きながらという意味だと解釈するんですけれども、町長、これはそういうことではないんですか。そういうことからすると、一気に倍に上がるということは到底柔らかな変化として住民には受け入れがたいものだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 24番の再質問に対する答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） 柔らかだという言葉に対する解釈の違いだろうと思います。それから、一気に2倍にしないで段階的に統一化するということは、一気に2分の1にしないで段階的に合わせるということでもありますので、議員には何とぞ学童保育のみならず子育て支援、全体について俯瞰していただいて町のサービスが本当に低下しているのかどうかをご判断いただきたいと思っています。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 町長は子育て支援策は保育料の2分の1支援、これは特色あるものだとおっしゃっています。これはもちろん、今までもこの点は評価をいたしました。けれども、住民にとってはこれだけではありません。子育て支援策ではいろいろな経済負担があるわけです。いろんなものを含めて充実させていってほしいというのが当然の住民の願いであります。保育料にかかわる人もいればそれにかかわらない人もいます。いろんな分野があります。そういう中で今回の学童保育の一気に値上げをしたという問題、これは本当に町長は住民に説明不足であったということは認めておりますけれども、こういうことこそ、十分な理解を得る努力をしてやっていかなければいけないことだと思います。総合基本計画、そういうものとかあとは次世代育成行動支援の計画で美郷21子供プラン、こういうものに対していろいろ学童保育の目標、10年後にどうするかとか、充実とかいろいろ書かれておりますけれども、こういう中でも安心して子供を産むことができ、子供を健やかに育てることができ、子供を産み育てることに夢を持てる町の実現を目指すと書いています。こういうことからしていくと、私は一つやったからいいというものではないと思うんですね。総合的な施策が整ってこそ、特色ある子育て支援充実した町だと誇りを持って言えるようになるのではないかと思います。その施策の一つとして十分こういうことも

検討といいますか、こういう負担増になるような問題を簡単に統一してほしくないと思います。

次、保育園の延長保育についてお伺いいたします。

これも旧六郷、仙南では7時までの延長保育を延長料金の負担なしで行っていました。ところが、合併により6時以降の利用に対し50円の保護者負担がなされました。合併というのは、先ほどもお話しいたしましたけれども一体何であったのか。合併でサービスは高い方に、負担は低い方に合わせると説明してきましたが、これも逆ではないでしょうか。保育サービスの一層の充実を図ることは仕事と子育ての両立ができるようにするため欠かすことのできないものであります。美郷2子供プランの中でも町はそのことをうたっています。それなのにこのようなやり方は住民の願いとは逆行するやり方であります。子育て支援充実の立場からこれは廃止すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） ただいまの24番の2番の答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

延長保育は通常の保育時間を超えた利用形態でありますので通常の利用者との公平性を保つ意味において最低限の負担はお願いするものです。以上です。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） これも公平性という言葉が出てきましたけれども、先ほどから言いますように、公平性、公平性、負担の公平ということでどんどん負担を強める方向に合わせているという、これは私は違うと思うんですよね。今、50円を負担させて町でこれを取らなければやっていけないというわけでもありません。そういうことからして子育て支援の充実を言っているときにこれもまた取っていないのを今度は取っている方に合わせてきたと言う。何回も言いますが、合併でサービスは低い方に合わせて負担は低くしていくといったことからすれば、本当に守られていないことがこういう細かいところでいっぱい出てきていると。そして、これは十分事前に説明されていないと。始まってからこういうことがわかると、こういうことはすごく問題だと思うんですよね。合併で財政はバラ色というわけではありませんが合併しなければ財政が大変だからということで合併をしてこういうふうがいい町になるということを町は住民に示してきたんでないですか。それなのにいざやってみたら細かいところでどんどん負担がふえている。そうやって負担をふやしたことでこういう子育て支援をやっているというのは、私は本当に今までいろいろ子育て支援の充実、少子化対策、いろいろ言われていることからすれば反するものだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 負担が少なければ子育て支援を充実するという考え方には立っておりません。子育て支援を充実するというのは、さまざまな制度を整えることが子育て支援のサービスを充実するというふうに私は理解しておりますので、負担をとらないことがイコール子育て支援のサービスの充実であり、取ることが後退であるとは認識しておりません。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 子育てをしていく上で一番住民にとって何が問題かというのは、それこそ今、町長がおっしゃったようないろんな施策、政策を充実させて制度化させていくことはもちろんそのとおりですけれども、経済的な負担が一番大きいわけですよね。これは幾らお母さんたちにたくさん産んでくださいと言っても、やっぱりいろんなお金がかかっていく、そういうことでなかなか踏み切れないという、そういう経済的負担が大きな原因になっているわけです。そういうことを考えていくと、やはり経済的負担を軽減していくということは、私は子育て支援策の十分な一番の重要な観点だと思います。そこは町長と平行線をたどるかもしれませんが、今まで取っていなかったものを取ったり、高い方に合わせていく、これは合併の説明、理念からして本当に住民に約束違反のやり方だと思うんです。もちろん、違う面でそうでない高い方に合わせたものもありますよ。ありますけれども、こういうことは私は本当に町長のお金の問題でなくて政治姿勢の問題だと思うんですよ。今の答弁を聞いていると、町長とは考え方がちょっとどこまでも平行線をたどるのかなとも思いますけれども、いろんな施策の充実とともに経済的軽減をしていく、これが十分な子育て支援策の一つだということを私は強く申し上げたいと思います。

それから3番目の問題に入ります。

病後児保育の問題です。共働き世帯にとっては子供が病気になり保育園を休まないといけないときにだれが仕事を休んで子供を見るのか、これが一番の問題になります。次世代育成支援行動計画策定のために実施したアンケートでも母親が仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるこの上位に、「自分が病気、けがをしたときや子供が急に病気になったときにかわりに面倒を見る人がいない」、これが上位を占めていました。大仙市では旧大曲市が昨年10月から乳幼児健康支援一時預かり事業を実施しています。市内の医療機関に委託し、病気の回復期、または病気中のため集団保育が困難な子供を一時的に預かるものです。吉村クリニックに委託し、利用料は市内の人は1,000円、市外は2,000円となっています。ことし2月現在では市内54名、市外22名の延べ利用人数とのことであります。美郷町においてもぜひこのような事業の実施を求めるものですが、受託できる医療機関の問題があると思います。そこで、現在、実施している吉村クリニックを利用した町内の利用者に利用料の2分の1支援を行うよう求めるものですが、見解をお伺

いたします。

○議長（後松一成君） 3 番目に対する答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大仙市内での制度については旧大曲市が市民のために多額の経費を投じて運用してきたもので、ありがたいことに市外在住者も活用できる制度となっております。しかし、市外在住者も利用できるからといってその利用者に対して利用料の2分の1を支援することは大仙市民と同等の環境となり、結果として美郷町の取り組みが大仙市民の利用を抑制させることにもなりかねません。地域的な感情で考えた場合、いかがなものかと存じますし、また美郷町としても施策の位置づけも十分に検討しなければなりませんので現段階では実施を考えておりません。

なお、美郷町で大仙市内の施設を利用した方は半年で3名とのことでした。

以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 病後児保育について町長はどのような認識を持たれるでしょうか、必要と思われますでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 十分にその制度については概要、内容等を精査してからでなければ単純に、短兵急に必要、必要でないということは申し上げられません。以上です。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 先ほどの質問でも言いましたが、次世代育成行動支援事業の計画の中でお母さんたちにアンケートをとった結果が載っていますが、その中では3割くらいの方でしたか、自分が病気になったときや子供が病気になったときに預ける場がない、こういうふうアンケートに答えられております。上位から3番目の要望といいますか、そういうアンケートの結果が出ていますけれども、今、子供も少なくなっていますけれども、将来的にはこういうことが必要になってくると私は考えています。現在も全国的に実施しているところもありますので、総合基本計画の中で10年後の目標として休日保育とか夜間保育の実施というのがうたわわれていますけれども、この病後児保育の実施については目標としてまだ出ていないようなのですけれども、ぜひこれは今後の課題ですけれどもぜひ十分な対応、アンケートなども必要でしたらまたとりながらこれも検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後松一成君） 以上で24番、泉 美和子君の一般質問は終結いたします。

◇ 深 沢 義 一 君

○議長（後松一成君） いよいよ最後でございますが、41番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君。

（41番 深沢義一君 登壇）

○41番（深沢義一君） 3月同様、最終の質問者になりました。通告に従いまして質問をいたします。

いつ消えるのかと思うほどの残雪の中、迎えた春も今では春作業も無事終え、緑一色の美しい大地となりました。

さて、17年度はこの美しい町・美郷町のまちづくりへの実質的なスタートであり、美郷町将来への基礎を築き上げるまちづくり元年であります。昨日の全員協議会において美郷町総合計画の策定経過報告、そして今後のスケジュール、そしてその基本構想案についての説明をいただいたところでありますが、我が町の将来像を町民のだれもが住んでよかった、住み続けたいと思える町、そしてそのキャッチフレーズとして「美郷がいちばん、すきです美郷」とあります。そして、美郷が一番、美郷が好きですという自覚を持ってまちづくりを進めていく必要があると書かれてあり、まさにそのとおりであると思うところであります。そして、その基本理念は共助、共生、創意、安定を掲げ、それぞれの分野においての目標を定め、町民と行政とが一体となったまちづくりを目指すとあります。そしてまた、その将来像を実現するための八つの基本目標を設定し、ホップ、ステップ、ジャンプの体系図のもと、実現に向けた施策、事業を推進するとあります。骨格が見えてきたのと同時に、今後、より多くの声を聞き確かな計画に仕上げていただきたいものと思うところであります。

さて、そのまちづくり、もととなるのは何といっても人であります。そして、そのキーワードは町長が常々申されておるように融和と前進であり、融和なくして人づくりもなく、また意識改革なくして前進もないものと思うところであります。昔から城づくりは人づくりとありますように、まちづくりは人づくりであります。町民の一人一人がまちづくりのために何ができるのか、町民意識の高揚こそが前進へとつながるわけであります。そうした意味においては「美郷がいちばん、すきです美郷」というフレーズ、特に「すきです美郷」というフレーズは二十数年前のフレーズとも重なってこの言葉がみんなで頑張ろうよという町民意識の高揚につながるものではな

いかと期待を持つところであります。

さて、まちづくりの基礎である屋台骨と言える町職員の資質向上もまちづくりの重要な面であります。言うまでもなく少子高齢化や行財政の逼迫などたくさんの危機的状況下での合併であり、町職員も危機意識を持っておられることとは思いますが、自分たちが今、新しい町をつくり上げていくんだという責任と自覚を持って前進へとつなげていただきたいと思うわけであります。そのため、いかにやる気、士気を高めるか、例えば職員の創意工夫を引き出すための提案制度、あるいはそれに伴う表彰といった職員の知恵とやる気を引き出すための制度や職場環境づくりなど職場内の融和と前進に対する取り組みも必要であると思うところであります。近年、IT化の急速な普及により職場内の連帯が薄れてきていると言われます。以前であればそれぞれの課から出される書類をそれぞれが届けて歩く。そしてそこから会話が生まれ連帯感も高まったわけでありましたが、それが回線によってつながり人と人との交わりが少なくなったのも現実であります。合併は結婚と例えられてきました。一つの家の中に住む、町も1軒の家と同じであります。触れ合いなくして連帯、融和もなく、融和なくしてよい仕事はできないわけであります。職員の融和と前進に対する町長の取り組みについてをお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 41番、深沢義一君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 深沢議員のご質問にお答えいたします。

職員の資質向上に向けた取り組みについてですが、職員間の融和を図るということはお互いの情報連絡をきちんととるということと同時に、自分の意欲、熱意が評価される、そのことが職員間の切磋琢磨にもつながり、結果として資質の向上、また職員間の融和につながるというふうな観点で職員の資質向上策について申し上げさせてもらいたいと思いますが、職員の資質向上を組織的に進めるためには一つの方針、指針が必要なものと存じます。そのため、本年度中に人材育成や能力開発を行う指針として美郷町人材育成基本方針を策定したいと考えております。その際、あわせて経歴管理の確立やプロジェクトチームの庁内公募制の導入などで人事管理と人材育成というものを一体的に図っていくほか、職場内研修、職場外研修を計画的に実施することによって職員研修を充実させまして、結果として職員間の意思疎通、また融和も図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

これまでそういった職員の資質向上に向けては、まずは職員の職務希望等を自己申告書として提出してもらい、人事異動の参考にしてきたほか、行政経営プランの策定に当たりまして職員提案をもらうなど意欲と自発性を喚起する取り組みをまず第1に実施しております。そして、

I S O 14001認証取得を全庁舎に拡大いたしまして計画、実行、確認、改善という一連の指向、行動サイクルが職員全体に浸透していくよう今現在、推進しているところです。こういった取り組みを重ねることによって職員間が情報連携を図りながら、そして切磋琢磨し、組織全体が活性化することを期したいというふうに考えております。

なお、今現在、各課において毎朝、朝礼を実施し、情報を共有化することによっての意思疎通や融和を図るべく取り組んでいる状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 41番。

○41番（深沢義一君） わかりました。ソフト面ということでもありなかなか難しい面もあるかと思います。ただ、合併で誕生したばかりの町でありますので、その中枢となる町職員の融和は町民の融和へも波及するものと思います。執行部としてもその点に対する配慮も大事であると思うことから質問をしたわけでございます。

また、前進ということにつきましてこんな言葉があります。考え方が変われば行動が変わる。行動が変われば人生が変わる。人生が変われば運命が変わる。目にされたこともある言葉ではないかと思います。人にも家庭にも、そして町にも当てはまる言葉であると思います。職員の方々にも融和と前進を強く念頭に置いて頑張っていただきたいと思いますところであります。

次に、もう1点質問いたしますが、3月の施政方針の中にあります職員の資質向上のため、職員みずからの意欲を反映させる自主研修制度の導入実施とあります。研さんのための研修はどんどんやるべきだと思いますが、この内容あるいは推進の状況、そして期待するものについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁、松田町長。

○町長（松田知己君） ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

自主研修制度はおおむね 200万円の予算をもちまして17年度中、職員が自発的に研修に参加したい、その研修を拾い上げて職員を派遣し、自己研さんに励んでいただくという制度であります。さきの課長会議においてその職員の自主研修制度についての概要、それから目的を話し、極力自発性を持って研修制度に参加してもらうような指示を出しているところです。なお、この自主研修制度については町が音頭をとってこの研修に参加しなさい、あるいはこれに行ってきたなさいという制度とは趣を異なっておりますので、あくまでも自主性を期待したいというものであります。その結果、場合によっては海外の研修もあるでしょうし、また国内の研修もあると。ただし、あくまでも職務に関連した事柄について自己研さんを積んでもらいたいというふうに考えておりま

すので、今後、職員の積極的な事業の利用を期待したいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（後松一成君） 41番。

○41番（深沢義一君） わかりました。百聞は一見にしかずでありますし、先進事例、よいことは学び、まねることでよいのではないかと思います。いずれ隣接する大仙市、横手市には規模では負けても中身はキラリと光る、3町村でよかったと思える、そして地方自治こそ規模より中身だと自他ともに認める町をみんなでつくり上げていくための中枢となる職員の教育もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、6月定例一般質問の最終者を終わります。

○議長（後松一成君） 41番、深沢義一君の一般質問をもちまして、本定例会に通告されました12名の一般質問が全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（後松一成君） 会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後 2時56分）